

令和5年関川村議会12月（第10回）定例会議会議録（第1号）

○議事日程

令和5年12月7日（木曜日） 午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 議案第51号 関川村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第52号 関川村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第53号 関川村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第54号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第55号 関川村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第56号 関川村国民健康保険診療所勤務医師の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第57号 関川村国民健康税条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第58号 関川村立保育園条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第59号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合の規約の変更について
- 第14 議案第60号 令和5年度関川村一般会計補正予算（第7号）
- 第15 議案第61号 令和5年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第16 議案第62号 令和5年度関川村下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第17 議案第63号 令和5年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第3号）
- 第18 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問

- 第 5 議案第 5 1 号 関川村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 5 2 号 関川村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 5 3 号 関川村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 5 4 号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 5 5 号 関川村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第 1 0 議案第 5 6 号 関川村国民健康保険診療所勤務医師の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 1 1 議案第 5 7 号 関川村国民健康税条例の一部を改正する条例
- 第 1 2 議案第 5 8 号 関川村立保育園条例の一部を改正する条例
- 第 1 3 議案第 5 9 号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合の規約の変更について
- 第 1 4 議案第 6 0 号 令和 5 年度関川村一般会計補正予算（第 7 号）
- 第 1 5 議案第 6 1 号 令和 5 年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 6 議案第 6 2 号 令和 5 年度関川村下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 7 議案第 6 3 号 令和 5 年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 8 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○出席議員（10名）

1 番	小 澤 仁 君	2 番	加 藤 つや子 君
3 番	川 崎 哲 也 君	4 番	近 敬 志 君
5 番	近 壽 太 郎 君	6 番	加 藤 和 泰 君
7 番	高 橋 正 之 君	8 番	菅 原 修 君
9 番	平 田 広 君	1 0 番	鈴 木 紀 夫 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した者

村 長	加 藤 弘 君
副 村 長	角 幸 治 君
教 育 長	佐 藤 修 一 君

総務課長	野	本	誠	君
脱炭素推進室長	大	島	祐治	君
住民税務課長	田	村	清洋	君
健康福祉課長	渡	邊	浩一	君
農林課長	富	樫	吉栄	君
建設課長	河	内	信幸	君
教育課長	渡	邊	隆久	君
健康福祉課参事	佐	藤	恵子	君
診療所事務長	須	貝	博子	君

○事務局職員出席者

議会事務局長	熊	谷	吉	則
議会事務局副主幹	小	池	由	美子

午前10時00分 開 会

○議長（小澤 仁君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより令和5年12月（第10回）関川村議会定例会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議事進行によろしくご協力をお願いします。

例規集等の閲覧のため、議員及び執行部の皆さんにのみ、議場におけるタブレット端末等の使用を許可します。

日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（小澤 仁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、川崎哲也さん、4番、近 敬志さんを指名します。

日程第2、議会運営委員長報告

○議長（小澤 仁君） 日程第2、議会運営委員長の報告を行います。

議会運営委員長から、本定例会議の会議日程について報告をお願いします。議会運営委員長。

○議会運営委員長（近 壽太郎君） おはようございます。

本定例会議の会議日程及び議案の取扱い等について申し上げます。

去る11月28日、令和5年12月（第10回）定例会議の運営について、役場第2会議室において、委員及び議会事務局職員出席の下、議会運営委員会を開催しました。

その協議の結果について報告します。

最初に、会議日程については、お手元に配付の会議日程書（案）のとおりです。

まず、本日の会議では、会議日程の決定後、一般質問、各議案の上程を行います。終了後、委員会を開催し付託案件の審査を行います。

8日と、11日から13日までは、議案調整及び委員長の事務整理日とします。14日木曜日は、午前10時から本会議を開催し、委員長から委員会審査の報告を受けた後、採決を行います。なお、追加議案が上程された場合は、当日審査をし、審議をし、即決とします。

次に、議案等の取扱いについて申し上げます。

議案第51号から議案第56号は、給与改定に関する条例の一部改正案件です。一括上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

議案第57号は、関川村国民健康保険税条例の一部改正案件です。単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

議案第58号は、関川村立保育園条例の一部改正案件です。単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

議案第59号は、新潟県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び規約の変更案件です。単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

議案第60号から議案第63号は、各会計の補正予算案件です。それぞれ単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

諮問第1号は、人権擁護委員の推薦に関する人事案件です。単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

次に、一般質問について申し上げます。

一般質問の通告は11月21日正午で締め切り、7名の方が本定例会議において質問を行います。

次に、請願・陳情につきましては、お手元に配付の陳情文書表のとおりです。所管の委員会において審査をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（小澤 仁君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

お諮りします。本定例会議の会議日程は、議会運営委員長報告のとおりとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会議の会議日程は、お手元に配付の会議日程表のとおり決定しました。

日程第3、諸般の報告

○議長（小澤 仁君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会議までに受理した陳情等は、お手元に配付しました文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、ご報告します。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和5年10月分の例月出納検査の結果報告書が提出されています。議員控室に保管していますので、ご覧ください。

以上で諸般の報告を終わります。

村長から、定例会議開会に当たり、挨拶の申出がありました。これを許可します。村長。

○村長（加藤 弘君） おはようございます。

議員の皆様には大変多用なところ、令和5年度関川村議会（第10回）定例会議にお集まりをいただきまして、大変ありがとうございます。

今年は暑い暑い記録的な猛暑が続きまして、秋かなと思ったらあっという間に冬ということで、早いもので、もう令和5年残すところあと1か月となりました。これから本格的な雪の季節となります。昨年は12月、かなり湿った雪が一举に降ったということで大変トラブルが起きましたけれども、除雪体制につきましては従前どおり、国、県とも調整を図りながら、体制を整えて、しっかり対応していきたいと考えているところであります。

さて、本定例会議にご提案いたしますのは、条例の一部改正案件8件、総合事務組合の規約変更が1件、補正予算案件が4件、人事案件1件の以上14件であります。

追って上程の際に、詳細にご説明を申し上げますので、何分慎重審議の上ご賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（小澤 仁君） 以上で村長の挨拶を終わります。

日程第4、一般質問

○議長（小澤 仁君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告者は7名です。発言を許可します。

初めに、6番、加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） 6番、加藤です。

村内の公共交通対策についてお聞きします。

1、運行から3年目となるデマンドタクシーについて。

令和5年度の村長の施政方針の中で、デマンドタクシーについては、利用者ニーズを常に検証し、親しまれる運行を目指しますと述べられています。現状のデマンド運行は、利用者ニーズにマッチしているとお考えか、お聞きします。また利用者ニーズをどのように検証したか、お聞きします。

2、路線バスについて。

こちらも施政方針の中で、一般住民利用と小・中学生の通学用の両面からダイヤ編成をしています。引き続き利用しやすいダイヤ編成に努めますと述べられていますが、今年度、さらに利用しやすいダイヤ編成となったか、お聞きします。また、運行会社の新潟交通においては、新潟市内の路線バスの減便が報道された経緯がありますが、当地域のバスダイヤについても減便の話はあるのか、お聞きします。

3、スクールバス運行について。

全国的にバス事業者バス会社の人員不足の報道がなされている中、村のスクールバスの運転員に

ついて将来的な人員確保ができる見込みか、お聞きします。

4、J R米坂線について。

本年9月8日にJ R米坂線復旧検討会議が初めて小国町で開催されましたが、今後の開催予定についてお聞きします。また、米坂線整備促進期成同盟会としての動きについてお聞きします。

お願いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 加藤議員のご質問に順次お答えをいたします。

まず、デマンドタクシーの件でございますけれども、村ではこれまでもデマンドタクシーの利便性向上に取り組んできたところですが、現行のダイヤには、夕方に往復する坂町便がないため、利便性が悪いとの利用者の声が運行会社を通じて届いております。このことから、来年度に向けて改善を検討しているところでございます。引き続き利用者の声を聞きながら、親しめるデマンドタクシーになるように改善を図ってまいりたいと考えています。

次に、路線バスのダイヤ編成についてですが、当村及び村上市で路線バスを運行する新潟交通観光バスが、村上市において減便を含む大幅な再編を検討しているとは側聞をしておりますが、当村においては、現時点では減便するという情報はございません。今年度は、路線バスの発着場を道の駅に移転をさせ、小学校にも停車することとしたため、小学生の利便性は向上をしております。村としましては、新潟交通観光バスに対し、まずは、バスダイヤの維持を求めつつ、その上で村民が利用しやすいダイヤ編成となるよう、引き続き求めてまいりたいと考えています。

3点目のスクールバスの運転員の確保についてですが、議員ご指摘のとおり、バス運転員の人員不足は全国的な問題であると承知しております。村のスクールバス運行については、他の庁用車の運転と併せて一体的に業務を行う工夫をする中で、今のところ運転員は確保できている状況にありますが、その多くは60代であり、退職が出たときの補充については、なお課題が残っているところでございます。村ではこれまで、村の広報紙で職員募集を行ってまいりましたが、これに加え、ハローワークでの募集を行っているところであり、さらに将来的には、業者委託の選択も視野に入れながら、人員を確保していきたいと考えているところです。

4点目のJ R米坂線の復旧に向けた動きについてですが、まずJ R米坂線復旧検討会議については、J Rが事務局となり、新潟、山形両県及び沿線の被災市町村が米坂線における鉄道復旧の課題について検討するため設置され、本年9月8日に第1回の会議が小国町で開催されたところです。県は部局長、市町村は副市町村長級が参加し、J Rから復旧に向けた工期や費用、米坂線が抱える課題等について説明を受け、地方自治体側からは、交通ネットワークとして、高校生等の通学手段としての重要性から、早期復旧の必要性を訴えたところです。その後、情報共有や今後の進め方を調整する場として、課長級が参加する担当者会議が設置され、去る11月30日に関川村役場で開催

をされたところです。JRからは、米坂線の鉄道での復旧に厳しい認識が示された一方で、地方自治体側からは、JRの認識に疑問を呈する発言もありましたが、両者が今後も認識の共有に向け取り組むとともに、今年度内に第2回の検討会議を開催することとなりました。

次に、米坂線整備促進期成同盟会の動きについてですが、10月24日にJRに対し、早期復旧の実現について、支社長あてに要望書を提出したところです。村としましては、県及び沿線自治体と連携をしながら、JRに対し鉄道の早期復旧を求めてまいります。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。

加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） 再質問ですが、まず初めに、地域公共交通全体というくくりの中でお聞きしていきたいと思います。関川村地域公共交通活性化協議会という協議会があるかと思いますが、ここでいろいろ村内の公共交通について話合いがなされているというふうに認識しておりますが、年間どのくらいの頻度で開催されているかお聞きします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。副村長。

○副村長（角 幸治君） 地域公共交通活性化協議会の開催頻度についてですが、すみません、把握していませんけれども、年間2回はやっているはずですよ。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。

加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） 必要に応じて開催されているということによろしかったでしょうか。その会議の中では先ほど申し上げましたとおり関川村の地域公共交通について事業者の方も入られて、いろいろ話がなされていると思うんですが、課題等についてはどのような話合いがなされてきましたでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。副村長。

○副村長（角 幸治君） 議題ですけれども、主にバス路線をどのように運行していくかという点について協議していると認識しております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

加藤和泰君。

○6番（加藤和泰君） 先ほど村長の答弁の中で、先般いわふね新聞さんでしょうか、村上市内のバス路線の再編ということが記事にありましたけれども、当村においては今のところ減便等の話はないというようなお話でありました。ただ本当にバス業界の人員不足、労働力不足ということが言われる中で、恐らく今後村内のバス路線についても、バス事業者のみで路線を維持していくということが極めて困難な時代がやってくるのではないかなと考えます。ですので、今ほどお聞きした地域公共交通活性化協議会、この中ではバス事業者、あと地元タクシー事業者でしょうか、この辺りを

交えたしっかりとした話合いがなされて、将来どのように関川村の公共交通を維持していくのか、これスクールバスも含めての話になろうかと思うんですけれども、その辺が検討されていくべきではないかなと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 協議会の中で多分様々な課題があるたびに必要に応じて協議をすることになると思いますが、今のところ、村の運転員の確保については、欠員もなく順調になっておりますけれども、将来を見据えて、特に運輸業界全体の中で、運転員の確保はどうかというのは1つの話題のテーマになるかなと思いますので、開催の折にそういったことについてもできれば様々な方のご意見もお聞きしたいなと思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） ありがとうございます。

心配されるのは事業者側からできませんと言われて、対応が後手後手になっていくのは非常に困ることかなというふうに感じておりますので、その辺り、取組をぜひお願いしたいと思っております。

続きまして、JR米坂線について再度質問をさせていただきます。

先般12月5日の報道によりますと、先ほどご答弁の中でありました11月30日に関川村で米坂線の復旧に向けた会議、担当者会議でしょうか、が開催されたとの報道がございました。

まずお聞きしたいのが席上、現在バスによる代替輸送が行われているその利用状況の説明があったということですが、仮に復旧に向けて着工したとして5年の工期を要するという中で、着工期間中に、現在の代行バスについて減便ということはあり得るのか。もしそのような事態となりますと、さらに沿線自治体の公共交通に大きな影響を及ぼすというふうに考えますが、そのような心配はないのかお聞きします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。副村長。

○副村長（角 幸治君） 米坂線復旧期間中の減便の可能性についてでございますけれども、現時点では、地方自治体側全て鉄道での復旧を求めているところでございまして、当然、その間の代行バスについては、維持されるものという前提で話をしておりますが、まだその具体的なスケジュールですとか運行方針等については、協議もしておりませんし、JR側からも示されておられませんので、今後の課題になると思います。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。

加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） ちなみに現在の代行バスの便数、これと災害前のJRで運行したときの便数でありますけれども、JR路線のときは上り下りともに10便、現在の代行バスは、上り12便、下り

11便ということで、鉄路で復旧できない状態が続いている中で非常に不便をおかけしているとJRの発言もある中で、少し便数を増やしたりして機動力を発揮しているのかなとは感じていますので、やはり何とかこの辺のところは沿線自治体の皆さん、新潟県、山形県両県といろいろ組みまして、不備にならないような、いろいろ交渉をお願いできればなと考えます。

また、JRの考えとしてですけれども、いろいろ報道から整理していきますと、路線の復旧を仮にしたとしてその後いかに維持していくかということが度々JR側の考えとして、復旧費と共に併せて協議したいというスタンスに変わりはないように感じています。会議も今後、復旧検討会議また担当者会議開催されていく予定ということでお聞きしましたけれども、JR新潟、山形両県、そして沿線自治体との考えがどのようにまとまっていくのかなというところ、非常に村民の皆さんまたいろいろ新潟、山形両県の方々、全国的にも災害によって赤字ローカル線が廃線になる可能性があるのかどうかかというところは非常に心配されていると思うんですけれども、今後どのように交渉を進めていくお考えかお聞きします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） この被災された地域は新潟県そして山形県それぞれ沿線がございますし、それぞれ地域特性がございますけれども、米坂線を早期に復旧したいという気持ちは皆さん一緒でございます。私どもとしましては実務的には県の方々とも打合せをしながら、今後どういう形でこれを進めていくのかというのを検討しているところですので、まずは私どもとしましては、沿線が多い中で、1つの市町村だけで一方的な話をしても前へ進みませんから、協議会あるいは県と連携を図る中で、作戦を立てながら、JRとの協議を進めていきたいなと思っていますし、今後そのやり方についても引き続き詳細について詰めていきたいなと思っています。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。

加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） 将来にわたってどのように路線を維持していくかという部分で、昨年12月の一般質問でも申し上げたんですけれども、只見線が11年の歳月をへて復帰したと、上下分離方式でありますけれども、そういった例があります。只見線その後復旧後の観光客による活況が報道される一方で、これ去年も申し上げたかもしれませんが、線路や駅舎の維持管理費という膨大なコストを沿線自治体が負担し続けることから、巨額を投じて将来世代に負担を残したということも事実というふうに感じます。代行バスの方が鉄道よりも便数も多く、先ほど申し上げましたとおり便利になったと、そのようなお金があるのであれば、教育や福祉に使ってほしいなど否定的な意見も少なくなかったというふうに聞いております。この部分の報道はなかなか出にくいのかもかもしれませんが、そういった事実もあるということです。

加藤村長は昨年12月の私の一般質問のご答弁の中で、国が鉄道ネットワークをどうあるべきか、

これは国の責任において議論すべきだという考えを述べられています。あれから1年経過しているわけですが、当地域においては地域選出の地元国会議員の先生もおられる中、その後国の方への要望等についてはどのような経過であったのか、お聞きいたします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 米坂線の復旧については、県の町村会を通じて要望もしておりますし、県とは全国知事会の要望ということで、国の支援について要望をしているところでございます。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。

加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） 今年10月25日花角新潟県知事の会見では、地元でも何が何でも鉄道という方もいれば、もうバスでもいいのではないかという意見もあると承知しているというふうに花角知事が述べられているわけですが、村民の中でも様々な考えがあるのは事実だと思うんですが、この報道を聞いて関川村は米坂線の復旧を諦めたのではないかと感じている村民もいらっしゃるようであります。

最後に米坂線の復旧に対する加藤村長のお考え、この1点をお聞きしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 米坂線は先人の方々が苦労して造った鉄道のネットワークということで、米坂線を維持してほしいという多くの意見もお聞きをしておりますし、一方で先ほど加藤議員がおっしゃったとおり、便数が増えたなど、あるいは子供の減少の中で鉄道がいるのかと言われる方もおられますし、一方で、鉄道を復旧して欲しいけれども、そのために村の税金をどんどん投入して、ほかの福祉やそういうところに金が行かなくなったら困るという、そういう心配をされる方も実はおられます。

私としましては、まずはこれは災害での復旧ですから、赤字だ黒字だの問題ではなしにまずは災害は復旧するのが基本ということで、早期復旧をまず国の支援によってJRの責任でやってもらいたいというのが私のスタンスですし、その負担を先ほどおっしゃったように上下分離などといって、地元でそれを負担せよとなると、これはもう自治体もたないと私は思っているんです。そこは明らかに私としては反対をしています。まずはJRの責任において国の支援を受けて、早期復旧をしてもらいたいと思いますし、もう一方で、では村民の意見はどうなるのかとございますから、その辺の今後、村民の意見も聞くことも検討しながら、県と相談しながら、一番誰もが納得いくような形での決着が図ればなと思っています次第です。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。

○6番（加藤和泰君） すみません、最後にと申し上げたんですが、1点お願いといたしますか、

米坂線の復旧検討会議並びに担当者会議、世の中に出せる情報出せない情報があるのか分からないんですけれども、今後そういった会議の経過とといいますか、そういったものを村の方から何か発信していただける機会があれば、ありがたいかなということをお願いしまして、終わらせていただきます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めますか。

○6番（加藤和泰君） お願いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。副村長。

○副村長（角 幸治君） 会議については、確かに公開、非公開ございますので、なかなか全て公開、ご説明するということにはいかないかもしれませんが、可能な限り、広く、議員の皆様及び村民の方に周知する方向で取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

次に、2番、加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） 私からは、令和6年4月から障害者差別解消法が変わり、行政及び民間の事業者等にも、合理的配慮の提供が義務化されるということで、村でも、障害福祉計画、障害児福祉計画の見直し中であるということを前提に、将来を見据えた障害者の福祉、施策、支援について、伺います。

1つ目、障害のある子供に対して、村の教育現場における具体的な将来施策、支援は、どのようなものか、お聞きします。

2つ目、障害者等の災害時における避難所設備は万全か、お聞きします。

3つ目、聴覚障害者のために手話言語条例制定の意向はあるのか、お聞きします。

お願いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 加藤議員のご質問に順次お答えをいたします。

1点目の障害のある子供に対して教育現場での具体的な施策についてのお尋ねにつきましては、教育長に答弁をさせます。

次に、障害者等の災害時における避難所設備についてのご質問ですが、一般の避難所での避難生活が困難な方、障害をお持ちの方や特に配慮が必要な方々の避難所となります福祉避難所としては、垂水の里と関川愛広苑を指定しております。しかしながら、立区域が土砂災害や河川氾濫の恐れがある浸水害の場合には利用はできませんので、一般の避難所に避難をしていただくこととなります。一般の避難所においては、障害をお持ちの皆さんが安心して滞在するための環境としては課題が多いのが実態であります。障害者等が避難してきた際に必要となる避難所の設備や備品につきましては、順次整備を進めてまいります。障害者や特に配慮が必要な方々の避難所での生活環境

の整備には限界がありますので、福祉施設や医療機関などと、物資、機材の調達や移送手段の確保及び専門的人材の支援について連携を図っていくことが大切だと考えております。

次に、手話言語条例制定の意向についてのご質問でございます。村の障害者手帳所有者数は、令和5年11月1日現在で延べ378名でございます。そのうち、聴覚障害または言語障害の方は38名で、さらに手話を利用されている方が2名いらっしゃるということを把握しております。村では、聴覚障害者に対しましては、補聴器の購入費補助事業や、社会福祉協議会へ委託し手話奉仕員養成講座を毎年実施するなど、聴覚障害者が不利益を被らないよう配慮に努めているところでございます。

私としては、理念的な条例制定に注力するよりも、むしろ具体的な事業の実効性を上げることで、障害者の権利の保護をはじめ、安心した生活を送ることができるのではないかと考えております。

○議長（小澤 仁君） 教育長。

○教育長（佐藤修一君） 加藤議員のご質問にお答えします。

加藤議員ご指摘のとおり、改正障害者差別解消法が令和6年4月から施行となります。この改正は、障害者への合理的配慮義務が事業者等にも求められるというものです。教育委員会としましては、現法律が施行された当時から、特別な支援を必要とする児童生徒の就学や進級、学習環境などについて、児童生徒本人及び保護者と丁寧に相談し、送迎用駐車スペースの確保、廊下等への点字プレートの設置など、合理的配慮に努めてまいりました。この法律が施行される来年4月以降も引き続き、児童生徒、保護者に十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重し、学びの場も柔軟に見直してまいります。また、令和6年度の人事異動におきまして、インクルーシブ教育を推進する教員を公募いたしました。障害の有無にかかわらず、ともに学び、一人一人の教育的ニーズに応える指導を提供してまいりたいと考えております。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。

加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） 1つ目の今ほどの教育長の説明をいただきましたが、今現在どのような障害の子が通学されているのか、ある程度把握されていると思いますが、教えていただきたいと思えます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） 今ほどの質問ですが、知的障害、弱視、弱視といっても全盲になります、あと肢体不自由、自閉症情緒障害、この4点の障害の子供たちが通学しております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） 今ほどの、人数的なことではないかと思えます。障害のある人たちが、一般の健常者と同じように教育を受ける、同じ環境の中で学べることは大変重要であります。そこで、

今ほどいろいろ環境整備はされているとおっしゃってはいますが、コミュニケーションの方法、これは多様でなくてはならないのではないのでしょうか。差別とかいじめとか、そういったものの防止の観点からも、健常の子供たちが多様なコミュニケーションを逆に学ぶという機会があってもいいかと思うんですが、それについてはどうお考えでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） 特別支援学級及び通常学級の子供たちの交流学級ということもして、それぞれが学び合うということを実施しておりますので、その辺で子供たちの心の育成にはつながっているのかなと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） ではお尋ねします。今現在、障害を持たれる方のお子さんたち、もしくは家族の方から、いじめ、差別の相談はありませんか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） 特別いじめというようなことでは聞いておりません。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） 現在いじめ等は結構陰湿であります。私の方で調べたわけではございませんが、やはり内在的なものがあるということは一般的にも言われておりますので、ぜひとも、ご家族の方たちから、そのような内容を聞き取るということも必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） 保護者の方が何かしら問題、問題と申しますか、ちょっと困り感があるとすぐ学校の方にお話をさせていただいております。そこから、学校の方で対応できることについては学校が率先して対応していますし、なおその報告はこちらの方にも上がってくることはありますけれども、今のところ特に大きな問題になっているということはないと聞いております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） それでは、2つ目の障害者等の災害時における避難所の設置の万全かについては、先ほど村長からお答えをいただきましたが、実際、水害等があれば、福祉の施設は使えないということで、これから順次準備していきたいと、そろえていきたいというお話でしたが、一般の施設、例えば中学校とか、そういったことでよろしいでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（野本 誠君） おっしゃるとおり福祉施設ほかにもございますけれども、今相談をしているところでございますが、なかなか受入れのキャパの問題もありまして、確実に受け入れられるということは難しいのかなと思っております。よって、今ある避難所の環境をどう整えていくかということが課題ということで認識をしております。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。
加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） 実際、医療的ケア児というお子さんもいらっしゃいます。非常に重症な重度の障害を持たれている方は、電源や物品の確保、これが非常に課題になると思います。実際今回、水害等に遭われなかったご家族でも非常に心配していらっしゃいます。では実際そのときにどうしたらいいのかという具体的な避難行動等が、やはりきちんと行政側から示されることが必要なのではないかと思っております。それで、いつ起こるか分からない災害に備えるためにも、そういった対策をきちんと重症児を抱えるご家族に話をしているかどうか確認したいと思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 今ほどの医療的ケア児に対しましては、県と村で、また保護者と併せまして、災害時を含め停電時ですとか、そういったときの対応をマニュアル化してございます。ただ、最近ではコロナの影響もありまして、最近の状況に合ったものが整備されていないために、今現在、県の方が中心になって、そちらの見直しをまたかけているところでございます。行政側が一方的に決めるのではなくて、あくまでも保護者との調整の中で決めていくというものでございます。そういったものの整備を行いまして、それを基にして災害時どう動くかというようなところに備えているということでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。
加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） 11月24日の新潟日報の記事でございましたが、災害を経験した村上市の方がお話を述べられておりました。現在医療的ケア児を持つご家族だったんですが、必要物品がやっぱり不足だったというところで、平時からそういった物品を多くやっぱり備えておかなければいけないんだということが、今回の水害で学びだったということでございますが、必要物品の補助等については、村の方で何かありますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 村では特に今のところ補助はございませんが、近年、ほかの市町村で非常用電源といえばよろしいでしょうか、バッテリーの補助ということで行っておりますので、村の方でもそういった取組ができないか現在検討しているところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） 3つ目の手話言語条例制定についてですが、先ほど村長から、制定の意向はないと伺ったと思います。当村で平成30年に、健康福祉課で手話言語条例の素案を作成したことがあったかと思いますが、却下された経緯があります。理由を説明していただけますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 私が却下したんですか。（「その辺がよく分からないので」の声あり）

○議長（小澤 仁君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 基本的に障害があろうがなかろうがお互い人格尊重し合って、楽しく暮らせる共生社会を実現しなければならないと、これはそのとおりですし私もそう思っています。様々な障害がある中で、ご承知かどうかあれですけれども、全国的に見ましても、手話言語条例をほとんど作っていないところと、あとほとんど作っているところがあります。そしてまた一方で、私の認識と一致するんですけれども、手話言語だけの条例が本当に必要なのか、本来むしろコミュニケーションで、社協さんも音読されています、目の見えない方に対してのそういう情報提供をしたりとか、そういったコミュニケーションをしっかりとするための条例を制定する方がむしろ私はいいんじゃないかなと思っていて、手話言語だけに特化するよりも、そういう弱者の方々のコミュニケーションをしっかりとさせるような条例の方がいいんじゃないかなと私思いがあって、それについては、私そのときにつくろうという思いはなかったです。そんなこともありますので、今、実は手話言語条例を作っているところと、むしろ聴覚障害、あと視覚障害ですか、も含めての、そういうコミュニケーションについての条例という、2つに実は長い流れが分かれていますので、私としては後者の方の部分を担当課に研究をさせたいなと思っているところです。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） 新潟県では、県と、それから11月現在では16市町で制定、施行されております。近隣では隣の胎内市で施行されているんですが、胎内市は、手話言語及び先ほど村長がおっしゃいました障害特性に応じたコミュニケーションの促進に関する条例ということで施行されております。令和2年に施行しているんですが、このような考え方で、当村でも条例をつくっていただければいいのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 私冒頭申し上げましたとおり、条例をつくればいいという話じゃなしに、それぞれ障害のある方が、ともに共生社会を実現できるような具体的な施策がまず大事だと思っております。しかし、近年そういう条例が制定されつつありますので、その背景だとかつくったことによって実際どれぐらい効果があったのか、あるいは対象をどうするのかと、そういうことも含めて

担当課に研究をさせたいと思っているところです。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） 今ほど村長から答弁をいただきましたけれども、実際に手話は、外国語と同じで言語であると法で定められているところでもあります。今後、将来的に、生まれながらにやはり耳の聞こえの悪いお子さんたちが、手話で言葉を学ぶことになるかと思えます。そういった場合に、今手話を必要とする人の権利というのを、先ほど村長もおっしゃっていただきましたけれども、尊重されて、そしてなおかつ手話の普及にやはり基本理念を定めることは、私は行政の責務では、役割ではないかと思えます。実際社会福祉協議会さんの方にも、手話の委託で、手話奉仕員養成講座をやっておりますが、人数云々でもないし、今後障害者の人数が少ないからということでもないし、村長のおっしゃることもよく分かりますが、ぜひ我が事として、この、先ほど言ったコミュニケーション促進を含めた条例をぜひお願いしたい。そのことについて、もう一度確認をさせていただきたいと思えます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） ですから、手話だけじゃなしに、障害者に対するコミュニケーションをどうするかという視点で研究をしていきたいと申し上げているわけです。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） それでは、障害特性に応じたコミュニケーション促進ということで、検討していただければありがたいと思えます。

これで一般質問を終わります。

○議長（小澤 仁君） 次に、10番、鈴木紀夫さん。

○10番（鈴木紀夫君） 10番、鈴木紀夫です。

私からは、JR米坂線についてです。

先ほど、加藤和泰議員からもありましたのでかなり重複するところがあると思いますが、よろしくお願いたします。

関川村は戦前から教育村と言われ、それを誇りにしてきました。その理由の1つにあるのが大学、高校、高専に行く人が比較的多かったということです。大学には必ず最寄り駅があり、村と学校は鉄道でつながり、村民の高等教育に貢献してきました。村内中央を東西に縦断する米坂線は、学生にとってはまさに教育環境そのものです。米坂線は、村民の足であるだけでなく、ネットワークで全国とつながり村を孤立させない存在でした。企業、学校、施設の誘致、観光や人の呼び込みといった流動人口の増加には欠かせないものと考えます。また、村内に駅があることは、地名の宣伝力

があり、その効果は多岐にわたり影響があります。以上を踏まえ、ＪＲ米坂線についての村長の認識をお伺いします。

２つ目に、復旧と活性化対策についてです。

昨年８月の豪雨災害で被災したＪＲ東日本の路線で、五能線、奥羽本線、花輪線、磐越西線は再開をしていますが、津軽線、米坂線だけが復旧のめどが立っていません。赤字路線が廃線というのであれば、米坂線よりも赤字の多い五能、奥羽本線が復旧しているのは道理に合いません。ただ、米坂線は復旧費が８６億円と多額であることも事実です。９月８日に小国町で復旧検討会が開催され、終了後の取材に、ＪＲ東日本新潟支社企画総務部長は、まずは復旧に向けて全力で検討したいと、前向きでした。ところが１９日後の新潟支社長の会見では、復旧、廃線ともに未定と後退しています。県も関川村も、自然災害による被災であることと、公共交通ネットワークの観点から、国が責任を持って復旧に当たるべきとのスタンスですが、現在ＪＲ東日本は、企業体力を示す内部留保が２兆８、０００億円で、今期の純利益予想が１、３７０億円。これはまさに国に頼ることなく、容易に自主復旧できるものと考えます。また、復旧検討会議では、費用負担と利用者減少対策が前提とされました。いわゆる活性化対策ですが、利用者を増やすために、村民のニーズをどう取り組み、発想をどのように生かすか、どのような働きかけをし村民の米坂線活性化策を具体的にＪＲ側に示すか、復旧と併せて現時点での村長の考えをお伺いします。

３つ目に、現在ＪＲ米坂線はバスの代行運転を行っていますが、通学待ち時間風雨の吹きさらし状態です。また、これからの季節を考えると安全な乗車側の待機場所が必要と考えますが、対策の考えをお伺いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 鈴木議員のお質問に順次お答えをいたします。

まず最初に、ＪＲ米坂線に対する私の認識についてでございますけれども、議員がご指摘のとおり米坂線は約１００年の長きにわたり、村民の生活、教育、経済活動等に大きな役割を果たしてきたものと認識しています。近年道路整備が進み、米坂線の利用者は減り続けているものの、依然として高校生の通学を中心に、村民に不可欠な路線であることに間違いはありません。また人口減少が進む当村にとって、鉄道は観光をはじめ遠隔地から訪れる人の交流に必要なインフラであり、今後ともその重要性に変わりはないものと考えております。

次に、復旧と活性化対策についてですが、議員ご指摘のとおり、ＪＲ東日本は、コロナ禍の時を除き、毎年のように多額の利益を計上する日本を代表する優良企業であると認識をしております。米坂線の復旧自体はＪＲが責任を持って行うことは当然ですが、公共インフラの維持という観点を踏まえれば、たとえ企業であっても、災害という避けがたい事態の際は、国庫補助の充実など国において財政支援の拡充を行うべきだと私は考えております。また、新潟、山形両県及び沿線市町村

は、復旧を優先して行うべきというスタンスですが、JRは復旧に当たっては、将来にわたり安定的に運営していくための方策が必要というスタンスを取っております。

新潟県内においては、県、村上、当村の3者で、米坂線活性化分科会を立ち上げ、復旧後の活性化策について検討を始めたところです。当分科会においては、住民アンケートの実施について検討をしており、村としましても、分科会の場を利用しながら、村民のニーズを捉えつつ振興策の具体化に取り組んでまいります。

3点目の代行バスの改善策についてですが、代行バスの運行に対する要望については、随時JRに改善を求めているところであります。JRでは、特に冬季間の運行に当たり、村の要望を踏まえ、越後片貝駅前に直接代行バスが乗り入れられるようにと年内供用開始に向けて改修を行っております。引き続きJRに対し、待機場所等の改善要望を伝えてまいります。あわせて、利用者が待ち時間を要さないよう、遅延が生じないような安定的な代行バスの運行を求めてまいります。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。

鈴木紀夫さん。

○10番（鈴木紀夫君） 村長の認識ということでお伺いしたわけですが、加藤和泰議員のところでも発言されていましたが、なぜこんなことを聞いたかと言いますと、村内に、村長は鉄道は要らないんじゃないか、バスでいいんじゃないかといううわさが流れたものですから、今の答弁を聞きまして、非常に、鉄道復旧、100年の歴史のある鉄道を復旧させるというスタンスが非常に伝わってきましたし、重要性も十分理解しているんだなということで分かりました。

あと活性化対策というところで、確かにJR、民間企業なんですよ。この路線やめたとJRが言えば、やめられるんですよ。実のこと言うと、国鉄から民営化されるときに、そういった法律、何ら規制をすることなく、民営化してしまったものですから、今になって国会の方でも非常に問題になっていまして。やっぱりEUであれば、国が責任を持って運営していくというんでしょうか赤字を補填していく、災害時は復旧するというのを国また地方政府が責任を持って担当しているんですけれども、日本の場合は、どうもその辺が曖昧な状態で民営化してしまったものですから、全然今も進まないような状況になってきていると思います。JR側にいくら言ったところで進まないのであれば、自分はもうこれは国会の方をお願いして、法整備をした状態で事に当たらなければならないのかなというふうに思っておりますが、そちらの要望というのは、今後されていかれますでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 今おっしゃったとおり、もともとJR国鉄民営化のときに、首都圏の路線と併せて地域の採算の合わないところを全部引き受けて、他の事業展開も含めて、そこで守るべきものをしっかり守っていこうということで分割民営化したという経過からすると、それを今さら何で

赤字を切り捨てるのというふうになるのは当然ですし、そういう意味では、JRがしっかり引き続き、赤字企業でもありませんから、やっていただきたいなという気はありますし。ただ、JRが申しておりますのは今議員がおっしゃったとおり、インシヤルコスト、投資が膨大であるということと、今後の安定的な運営に向けてという2つをセットにしているわけですがけれども、県知事もおっしゃっていますけれども、まずは災害なんだから、災害復旧をまずやってくれという議論、当然の議論ですし、そのために県の方も国に対して災害について、今までのJRの負担をより軽くするような要望をしておりますし、引き続き国に対しては大臣も災害復旧はしっかりやるとおっしゃっていると私も側聞しておりますので、引き続き国には県を通じて働きかけをしなきゃならないなと思っていますところですよ。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

鈴木紀夫さん。

○10番（鈴木紀夫君） 要望の方よろしくお願いいたします。

JR、今関川村の災害前の状況ですけれども、非常に便数も減ってきて、乗り継ぎも悪いような状態でまた駅も減らすような方向も示していったわけですがけれども、以前新野三助村長、この方は、陳情により朝の7時台のダイヤを復活させてくれと言って復活させたそうです。鈴木久司村長、これは18時台の上りを間引かないでくれというような陳情をされております。また高校PTA通学部会の活動を続けたにもかかわらず、平成3年に1本減、平成6年にまた1本減、平成10年からは高校生通学支援バスを出すこととなったということですがけれども。また到着、乗り継ぎに関しましても、JR米坂線が坂町駅に到着すると、既に羽越線は数分前に出発していると、そんな乗り継ぎの悪いことをやってくる。これ何を意味するのかということ、輸送密度を理由にJRは廃線やまた改善を求めてきているわけですがけれども、住民に寄り添わなければならない魅力あるダイヤをつくってこなかった、本当の目的で一体何だろうというふうに思ってくるわけです。JRグループの企業理念、5つありますけれども、その2つに、すごくいいことを書いています。お客様志向、質の高いサービスを提供し、お客様の期待に応えます。そうでしょうか。もう一つ、地域密着です。ネットワークの力を生かし地域社会の発展に貢献します。すごくいいことを言ってます。

○議長（小澤 仁君） 鈴木議員。質問は簡潔にお願いします。

○10番（鈴木紀夫君） やはりJR、非常にもうけているので、JRにも少し負担してもらうような方向を、やっぱり法整備していた方がいいのかなと自分思っております。農地の災害であれば、個人のところの復旧に関して40万円以上かかるものに関しては、国で復旧をしてくれるというようなスタンスでした。そうすると、JRの内部留保からいけば、全然農地の10万円程度のものであるなというふうに考えております、金額的に考えれば。ですからやっぱりJR、もう少しこのグループ理念に沿った形でやってもらうのが一番いいのかなと思っております。

あと、米坂線早期復旧と地域活性化を考える会というのが、先月26日に旧荒川地区を中心として市民団体が立ち上がったそうです。小国町では明日JR米坂線復旧小国期成同盟なるものが発足する予定です。またそれに続き、飯豊町の議会でもそういった動きを見せているということで、関川村の議会でも何か進めていかなければならないかなと思っておりますし、我々とまた村の活性化対策と連携させながら、復旧をしていかなければならないと思っているところです。

3つ目の質問のところに、JRに要望をし、片貝駅ですか、これは何か解決に向かって進んでいるということですが、一番高校生が利用されているのは下関駅というふうに理解しておりますが、下関駅の場合、坂町方面に向かうバスについては非常に吹きさらし状態だと。あそこを早急に改善してあげないと、非常に雨風にさらされ、またこれからの季節、吹雪にさらされるような状況ですけれども、その辺の改善要望、早急にしていけないものでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。副村長。

○副村長（角 幸治君） 下関の代行バスの停留所の改善についてでございますけれども、見たところ待合場等をあそこには新設するスペースがないことから、なかなか構造物の設置というのは困難ではないかなというふうに考えております。ですのでまずは、利用者が待機時間を要さないように、遅延の生じない安定的な運行、まずはそれを求めてまいりたいと考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

鈴木紀夫さん。

○10番（鈴木紀夫君） 昨年の12月これも加藤和泰議員から質問が出ておまして、待機児童安全確保はということで、協議するというふうな回答で、それから全然協議するだけで下関駅のところは終わっているような感じなんですけれども。歩道のところ、あそこを何とか利用して、歩道のところスペースありますので、何とか利用してあそこに待避場というのか待機場というんでしょうか、設置は出できないものなんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。副村長。

○副村長（角 幸治君） 具体的な方法等ご提案いただきましたので、その辺については改めてJRに対して要望してまいりたいと考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

鈴木紀夫さん。

○10番（鈴木紀夫君） 高校生、非常に毎日バスで通学しておりますけれども、また高校生、今後冬に向けて大変な風雨の吹きさらしの状態を改善できるようにまず要望いたしまして、私からの質問を終わります。

○議長（小澤 仁君） 質問で終わるようにしてください。

答弁を求めます。いいですか、今の答弁で。（「はい」の声あり）答弁を求めます。副村長。

○副村長（角 幸治君） 下関に限らず、一つ一つ改善すべきところがあれば、JRに対して要望してまいります。

○議長（小澤 仁君） 休憩します。11時20分まで。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（小澤 仁君） 休憩を閉じ会議を再開します。

次に、8番、菅原 修さん。

○8番（菅原 修君） 8番、菅原 修です。

空き家対策についてお伺いをいたします。

空き家対策については、全国でも社会問題になっており、村でも人口減少や世帯数激少のため、空き家が年々増えている。活用できる空き家はまだいいですが、放置されている空き家が問題であり、倒壊や火災の発生、動物のすみかなど、様々な悪影響を生じている。

そこでお伺いをいたします。

村として空き家の活用は。

2点目、村内空き家の戸数は、令和元年調査では241件とあるが、活用できる空き家と活用できない空き家の把握はされておりますか。

3番目、現在土地と建物に課税されている固定資産税は、建物を解体するとどう変わるのですか。

4点目、解体に対し村が補助金を出す考えはありますか。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 菅原議員のご質問に順次お答えいたします。

まず最初に、村としての空き家の活用についてですが、議員ご指摘のとおり令和元年度の調査で、村には241件の空き家があり、その後も件数は増えているものと認識しています。空き家の活用策としては、移住者等の住居として活用できるよう、平成28年度から空き家、空き地バンクを設けています。また地域活性化の拠点として、村民有志が、旧斎藤医院をカフェ等に活用したり、集落支援員の方が空き家を改装してゲストハウスに活用するなどの例はありますが、空き家の立地条件や傷み度合い等により、居住以外の活用は限定的なものになっているところ です。

次に、空き家の状況の把握についてですが、空き家の活用の可否については、1件ごとに詳細な調査が必要であり、空き家、空き地バンクへの登録物件については、登録時に調査を行っていますが、それ以外については、所有者などからの申出が村とかあるいは集落支援員の方にある場合を除き、活用ができるかどうかの把握は現在行っておりません。

3点目の解体と固定資産の関係ですけれども、土地と建物に課税されている固定資産税は、建物を解体すると、一般的にはそれまで家屋があることで、軽減措置が適用されていた宅地分の税額が軽減措置が適用されなくなることにより、税額が上がる場合がございます。しかしながら、対象となる空き家の場所や面積、評価額等によって様々なパターンが想定されるため、実際には個々の事例により異なることとなります。

4点目の空き家解体の際の補助金の創設についてですが、現在村では、空き家、空き地バンクに登録する空き家に対して、家財道具を撤去する際の費用の3分の2、最大20万円まで補助をすることとしています。当該制度は、登録時に家財道具を撤去することで、物件が利用者とマッチングしやすくなる効果が期待されるほか、最終的に契約に至らず解体することとなった場合には、解体費用を軽減する効果があります。また、管理不全な状況となっている空き家の解体については、所有者の責任と負担において行うことが原則ですので、全ての空き家について、解体に一律補助をすることは適当ではないと考えています。今後、補助制度を設けている他の市町村の事例を公益性やあるいは必要性の観点を含めて研究するとともに、引き続き村内の空き家の実態把握に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。

菅原 修さん。

○8番（菅原 修君） 再質問をちょっとさせていただきますが、今空き家を活用されているという部分ありましたけれども、これはぜひいろんな部分でまた、どんどん進めてもらいたいと思います。ただ、借りる方というか、貸す方ですか、来る方の人の問題も発生しておりますのでその辺もちょっと加味しながらよろしくお願ひしたいと思います。

それと、一番皆さんが誤解されているといひますか、土地と建物の固定資産税は建物を解体し更地にすると税金が高くなると言われていひますが、関川村は本当にそういうふうひに、土地の安いところもそういうふうなのひが当てはまるんですか。ちょっとその辺を教えてもらひたいひんです。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。住民税務課長。

○住民税務課長（田村清洋君） 今の質問にお答ひいたします。

そもそも固定資産税は、土地と家屋につきまして課税されているひのです。宅地の場合、その分減額を受けるといひところひでござひまして、それが家屋がなくなった場合、減額がなくなる、いひゆる、その分更地にした場合、固定資産税が高くなるといひられる要因だと思ひれますが、関川村に限らず、特に関川村の場合ですと、土地の価値のところひで、そもそも土地のところひで30万円未満の評価の場合、課税しないといひ制度もあります。ですので、そもそもその土地の価格が低い場合ひは、そもそも課税がされていひないといひこともござひますので、上の家屋を撤去したからといひって、必ず上がるといひことひではありません。ですので、その場所、場所、その上ひに建ててある建物次第ひで、

固定資産税はかかったりかからなかったりという場合がありますので、個々の場合でしか、上がる、下がるとは言えないかなというところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

菅原 修さん。

○8番（菅原 修君） ありがとうございます。

そういうことで何か皆さん、建物壊すとすぐ税金が上がるという、逆にそういうふうに使われている方が多くて、それであればそのままの方がいいということで放置されている方もいられるのではないかなと思いますので、ぜひその辺のことを。また隣からその人に何とかしてくれなんて言うとその人に差し障りが出てくる、隣の人もなかなか言えない部分もあると思います。またその持ち主が誰に継承されたのか、いなくなって誰が引き受けているのかその辺も全然不透明で、誰に連絡するか分からないというのがほとんどの空き家だと思いますので、その辺は行政の方でちょっと、倒壊するような危険なときには、何とか行政の方でそういう指導はできないものですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。副村長。

○副村長（角 幸治君） これも一般的な話になりますけれども、隣の家などに危険が及ぶような場合については、村の方で所有者等を調べて指導する場合はございますが、なかなか私人間の争いでもありますので、全てにおいて十分に対応できるかどうかということは、なかなか個別の案件のかなと考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

菅原 修さん。

○8番（菅原 修君） ただ私の方、特に九ヶ谷地区の方にはそういう物件が多く見られます。景観的にもすごくみっともないような状態になっていますので、ただ隣と迷惑かかるかといえば皆さん土地が離れていますので、そこまでかからないのではないかなとは思いますが、しかしいろんな部分に悪影響を与えていることは事実であります。できればなかなかそういう離れてそこにほとんど来ない方もいらっしゃると思いますので、何とか行政の方で調べてそっちの方にこういう状態だということを報告することはできないものか伺います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。副村長。

○副村長（角 幸治君） 空き家自体が本当に公共に害を与えるという場合には、可能な限り村としては対応はしますけれども、なかなか強制力は持てないところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

菅原 修さん。

○8番（菅原 修君） 分かりました。

先ほど村長から、解体に対しての補助金は、村であると言っていますが、その補助金ちよつともう

少し具体的にお願いしたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 解体を、どこもかしこも全部補助金で壊せというのはこれはちょっとできないですよという今お話をさせていただきました。様々な補助事業を活用しながら、例えば集落の中でそこを壊して、そこを集落のための駐車場にしたいとか、そういう理屈がつく場合は国とかいろんな制度の補助があるんですけども、ただ壊したいから補助というのはなかなか現実的でないです。ただ全国的に今空き家の問題がどんどん問題になってきているので、多分市町村で補助を出してるところあるかなと思います。そのときに、何でもかんでも補助だったら、俺のうちも壊してくれみたいな話になってくるので、そこはその必要性だとか公益性とかそういうことも十分考えた上で、補助のスキームをつくるかどうかという検討をしなきゃならないので、まだ私どもで今考えていませんけれども、その辺の全国的な事例とかそういうことはよく考えてみたいなど。一番簡単なのは、それを前提に新たにそこを何かするとき、国の制度あるいは県の制度なり、村でもいいんですけども補助制度使って、それも一緒に面倒見られるというのが一番簡単なやり方かなと思っています。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

菅原 修さん。

○8番（菅原 修君） 今の補助の件ですけども、新築よりリフォームまた中古住宅に関してはいろんな補助があるわけですよ。しかし解体に関しては一切そういうのがないということもありますので、できれば私としては家が危険というかもみっともない状態に屋根が崩れ落ちている部分に関しては、何とか村でもある程度補助出すから何とかしてほしいみたいなことでお願いをされた方が、村にもいろんな部分でいいんではないかなと思うのでその辺もぜひ検討いただければと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 先ほど申しましたとおり、これから空き家対策という様々な問題が出てきますので、その辺、他の市町村の事例も含めながら検討していきたいなと思っています。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

菅原 修さん。

○8番（菅原 修君） 本当にそういう部分で、そういう空き家が増えています。先ほど言われたように活用できる空き家をどんどん活用してほしいですけども、そういうもう放置しっ放しの空き家に関してはぜひ村でも何とか手を加えていただけるような方向でよろしくをお願いしたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 先ほど答弁したところでございます。先ほど議員がおっしゃった住宅の建設については補助があるけれども空き家がないというお話ですけれども、そもそも政策目的が違っているといいでしょうか、建設については地場の建設業の振興のために、そこにインセンティブを与えるためにやりましょうということでございますので、建築の新築等の補助するのは意義があるのかなと思っているところです。若干そういう意味では、解体をどういう補助目的にするのかということも含めて、他の市町村の事例もどういう形で、あるのであればやっているのかということは研究していきたいなと思っています。

○議長（小澤 仁君） 次に、3番、川崎哲也さん。

○3番（川崎哲也君） 3番、川崎哲也です。

私からは2点お伺いいたします。

1つ目、観光庁の再生高付加価値化事業に提案した地域計画について、進捗状況、実績、そして今後の予定をお伺いします。

観光振興に関わる地域計画には、村内観光産業の現状と課題、そして課題解決に向けた施策が具体的に書かれており、同計画の実施により、関川村の観光産業の活性化とさらなる発展が期待されます。その計画に関してこれまでの活動実績と、それらの効果及び今後の予定はどのように考えているのかお伺いします。また、村の観光産業を考えることは、住民が自分の住む地域のことを、他の市町村との比較において客観的に理解し、地域の産業や観光資源を知り、歴史、文化や人についても再認識、再評価するよい機会と考えています。今後、行政と一部の事業者、団体だけでなく、住民とより広く情報を共有し、住民が地域の現状を踏まえて村の未来を考える機会にできないか、お伺いします。

2点目、田畑や集落内への熊の出没時の対応及びその対策はどうなっているか、また、近年増加する熊出没への今後の対策をお伺いします。

田畑や集落内の熊の出没、目撃情報の数は、今年は県内で約1,200件、村内は18件、これは11月までの件数ですが、昨年のお2倍となっております。人身被害も関川村を含め県内6件起きています。熊が田畑や集落内で目撃された場合、村はどのように対応しているか。また、その際、住民や他団体、例えば猟友会などの連携、協力体制はどのようになっているのかお伺いします。また近年の熊出没の増加の原因は、熊の生息地である山の開発と、それによる環境、生態系の変化及び林業の衰退によって人と野生動物の境界線もしくは共有地であるいわゆる里山に人が入らなくなってしまうことなどが言われています。それら山の方の問題も踏まえた上で、熊による人や農作物への被害を防ぐ林業を含めた総合的な熊対策を今後進めていく計画があるのか、村の考えをお伺いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 川崎議員のご質問に順次お答えをいたします。

初めに、観光庁の地域一体となった観光地、観光産業の再生高付加価値化事業についてですが、当該事業は、観光地経営のマスタープランとなる地域計画の構築、磨き上げ及び宿泊施設、観光施設の改修、廃屋の撤去など、地域産業の稼ぐ力を回復強化することを目的に実施をされているものです。

当村においては、昨年1月に高瀬温泉の旅館有志から発案があり、高瀬、鷹ノ巣の各温泉旅館を中心に周辺地域の事業者が参加するほか、広く意見を求めるために、事業に参加しないまでも関心がある事業者にはオブザーバーとしての参加を促してまいりました。村としても事務局として、また事業者の一員として、当該事業に参加をしてきたところです。

地域計画の策定に当たっては、事業者が考える村の強み、弱み、今後向かうべき姿勢などを議論し、狙うべきターゲットや施策に落とし込んでいきました。当該計画を検討する過程で、村と事業者が一堂に会し村の観光について議論をし、一定の方向性を得たことは、非常に有意義であったと考えています。今後は、採択の可否にかかわらず、当該計画を村の観光マスタープランとすべく、観光に関わる事業者のみならず、広く公開し、意見を求め、村が進める交流定住策の中心となるような計画へとブラッシュアップをできればと考えているところです。

次に、熊の目撃が確認された場合の対応についてですが、熊の目撃情報があった場合、まずは広報無線と防災メールで村民への周知を行っております。その上で、猟友会と連絡を取り、巡回や追い払いをお願いしております。住宅地に近い場合には、村のパトカーや夜間であれば照明車などで巡回を行い、村上保健所にも協力要請を行う体制となっております。また状況に応じて、住民等の安全を確保する観点から、警察、消防に対しても協力要請を行っているところです。

次に、熊による人や農作物への被害を防ぐ林業を含めた総合的な熊対策についてですが、熊が住宅地付近に出没する要因といたしましては、一般的にはブナの凶作が考えられますが、木の実が凶作でない都市でも毎年のように目撃される場合もございます。人的な被害を防ぐ対策としては、村では住宅地付近に近づく習性を持つ熊を対象に捕獲することに加え、熊をはじめとする有害鳥獣を住宅地に寄せつけないための対策を地域ぐるみで考えていただく取組を行っております。この取組は、令和3年度に鮎谷集落、今年の中東集落で動物の侵入経路と思われる箇所カメラを設置し、映像を見ながら、集落で行える対策について考えていただく取組です。村としましては、有害鳥獣の侵入経路を知り、熊などに出会わないようにする対策とともに、誘引する農作物などの適正管理などを行いながら、里山の再生など人と野生動物の境界線を押し上げる取組についても、地域とともに専門家を交えて検討していきたいと考えております。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。

川崎哲也さん。

○3番（川崎哲也君） まず1点目、観光に関しては、今後村の観光マスタープランとして、村の住

民と情報を共有していくということを聞きましたので、それはよかったですと思います。

それに加えて私の質問ですけれども、私自身も関川村に来てから、村の自然を生かして、農体験とか山遊びとか音楽ライブとかイベントを主催していきまして、どうやったらこの関川村に人を呼べるのかとか、どうすれば人を引きつけられるのかとか、ふだんから意識しているんですけれども、それにしても今回の観光振興に関わる地域計画はとて、見たときに村の事情もしっかり分析できていますし、とてもいいものだなと思って、私自身も今後のイベント開催時にも、同計画の中身を参考にさせていただきたいくらいなのですが、一方で、今回の議会での一般質問するに当たり、村の観光事業について私も少し調べてみたんですけれども、以前にも観光振興のための事業計画書があったようで、それは平成30年度農山漁村振興交付金事業実施提案書というタイトルで、地域おこし協力隊が主となって平成30年に作成したものです。その提案書には、今回の観光振興に関わる計画書にも書かれているような村の観光産業が抱える課題が同じようなこと書いています。例えば、村の魅力が村民に知られていない、その魅力が商品化できていない、産業間、地域間、村内の各種団体間の連携情報共有が不十分、ウェブ上の観光情報が少ないし統一されていないなど。5年前も要は同じ問題、課題を抱えていたし、それが関係者内、その中には村とか観光協会も入ると思うんですけれども、その中で認知されていたということだと思います。

そこで質問なんです、この5年前につくられた提案書の中の課題や解決策、その後役場の担当者の方々の間で引き継がれて、情報が共有されていたのでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。副村長。

○副村長（角 幸治君） 当時の計画については、役場内で引き継がれておりません。

○議長（小澤 仁君） いや、具体的な答弁。どなたか分かる方いたら教えてください。総務課長。

○総務課長（野本 誠君） お聞きした感じでは、当時の地域おこし協力隊が手がけた計画かなと思います。それでそれはグループで前に進めようといいましたけれども、国の大きな補助金を取る計画だったと思いますが、それが何でしょう、あまり計画が熟さないうちに前に進めたものですか、結果として実らずに終わったのかなという認識を持っております。よってそれを村として引き継いだものではないというふうに思われます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

川崎哲也さん。

○3番（川崎哲也君） この計画書自体も読んでいなかったということでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（野本 誠君） 私答えましたけれども、当時農林観光課長だったと思いますけれども、当時は見ましたけれども今どういった中身かというのはお答えできませんが、当時その関係者は見たと思いますけれども、それが引き継がれたということではございません。

○議長（小澤 仁君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） すみません、今の補足ですけれども、村がつくった計画ではないということでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

川崎哲也さん。

○3番（川崎哲也君） 一応地域おこし協力隊の方がつくった提案書のことを私言っているんですけども、その提案書の中には、関係団体として村や観光協会の名前等があったのでそういう皆さんで情報共有していたのかと思ったんですけども、ではそういうことでは、地域おこし協力隊の人が単独でつくったという感じなんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（野本 誠君） おっしゃるとおりであります。

○議長（小澤 仁君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 私もそのとき村長しておりましたので、協力隊の方が地域で何かやりたいということで、農林かなんかの事業、補助事業取りたいということで、かなり精力的に動かされていて、私も役場の職員にできることなら応援してやってくれという話をしていたんですが、協力隊の方がその事業を取りまとめて実施を進めようとする際に、その仲間たちの中で結果的には計画に賛同を得られなかったというふうなうわさを私は聞いておりますので、結果的にその方も手を挙げられなかったというようなことを当時聞いた覚えがあります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

川崎哲也さん。

○3番（川崎哲也君） 事情は分かりました。冒頭の質問でも申し上げたんですが、今回の地域計画は、本当に村の課題とか、そして展望が明確に書かれており、この計画どおりとまではいなくても、この計画を指針に一つずつ問題解決していけば、人の交流やお金の流れ、循環も生まれて、村の観光産業だけでなく村の産業全体の振興につながると思いますし、そして住民にとっても、魅力のある村になると思います。魅力のある村には人も集まりますし、村で育った人たちも、村に残るもしくは村に帰るその動機にもなります。この計画作成を基に、今村で申請中の観光再生高付加価値化事業、まだ審査中とのことですが、その審査結果にかかわらず、先ほど平成30年につくられた事業計画書のように忘れ去られてしまわないように、住民の皆さんに広く情報共有して、村のことを学んで、村の方にも、魅力も知り、そして村の未来を考えるいいきっかけになればいいなと思っていますし、私自身も、この村に魅力とさらなる可能性を感じて、14年前に移住してきました。今もそれは変わらず、世界に誇る魅力がこの村にはまだまだあるし眠っていると思っています。関川村に今もそれが暮らしている理由ですし、また、私高瀬温泉でも仕事をしていますので、個人

的にも村の魅力発信は続けています。今後、この計画を参考に、私の方から村の皆さんに、村の在り方とか村の未来をどうするかを問いかけていきたいと思えます。

続きまして、熊に関する質問なんですけれども、まず質問、1つ目です。

熊の出没に関しての対応、先ほどの答弁、理解しました。その際の関係団体との連携、連絡なんですけれども、十分に取れているのでしょうか。例えば、役場と猟友会、警察や学校、消防でしたっけ、など、定期的なミーティングを開催するなどして、意見交換、情報交換、それから課題共有などはされているのでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問にお答ひします。

今のところ、有事の際、熊が出没した際については、問題なく対応できているかなと思っております。ただし、今議員ご指摘のとおり、定期的なミーティング等を行っておりません。今後そのようなことについて、集まってミーティングとはいかないまでも意見交換とかそういったものを積極的にしていきたいと思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 連携を高める上で、有事の際だけでなく事前にもいろいろ連携体制を整えておくと、意見交換などしておくと、さらに熊対応時の連携がよくなると思ひますので、そちらはよろしくお願ひします。

続いて、令和3年に鮎谷地区で獣害対策事業、すみません、これ正式な名前は調べていませんでしたけれども、集落環境診断か何かだったと思うんですけれども、を行って、専門家を呼んで、熊含めたイノシシ、猿などの獣害対策行ったと思うんですけれども、その後、2年たちましたが、事業の効果の検証、それから集落の人たちの意見など、役場の方でも調査というか把握はしてありますか。よろしくお願ひします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問にお答ひします。

令和3年度に行った鮎谷の取組でございますが、集落環境診断ということで、議員の認識と一致しておりますが、その中で取り組んだ内容について、今主には区長さんの方で先頭になっていただいておりますが、なかなかその後のフォローアップというところ、まだしきれていないのかなというところもございます。今後も含めて集落の区長さん通じたり、また場合によっては、もう一度とかそういった形で対策の方を皆さんに地域ぐるみで行えるような対策につなげていきたいと思ひます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

川崎哲也さん。

○3番(川崎哲也君) 検証等は行っていないとのことなんですけれども、集落での問題は、環境診断だと集落の方で話し合っ、集落で解決できればそれは一番いいと思うんですけれども、一方で、役場とのつながり、協力の下で、一緒に問題を解決する、その過程で集落と役場お互いの信頼関係が深まると思いますし、住民の満足度というか幸福度も上がっていくかと思います。鮎谷集落での獣害対策、環境診断に関して、集落の人への意見聴取とか情報公開会など今後役場の方からちょっと開催など予定しているのでしょうか、していただけないのでしょうか。

○議長(小澤 仁君) 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長(富樫吉栄君) これから集落の区長さんに、そういった要望とかそういったものがないか、また聞き取りをしながら進めていきたいと思います。

○議長(小澤 仁君) 答弁を終わります。

川崎哲也さん。

○3番(川崎哲也君) 続いて、熊出没の根本的な対策としての森林の整備について質問します。

この質問に当たり、参考にしたのが関川村鳥獣害被害防止計画、その中の被害防止施策の実施体制に関する事項(2)関係機関に関する事項において、関係機関、関川村森林組合、その役割が里山の森林整備を進めることにより、野生生物との緩衝帯をつくとあり、この視点、役割は私も大切だと思っています。緩衝帯を造るといのは具体的にどのような方法になるのでしょうか。お願いします。

○議長(小澤 仁君) 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長(富樫吉栄君) 緩衝帯につきましては、その地域によって様々な形があろうかと思ます。それで森林組合さんが入っていらっしゃるというのは、地域での山の状態によって、森林組合さんが、やはり山仕事という形になれば森林組合さんの方になるということでの、入っていただいでの検討という形になっております。

○議長(小澤 仁君) 答弁を終わります。

川崎哲也さん。

○3番(川崎哲也君) 鳥獣害の問題から森林の整備の方に意識を向けて、森林を適正に管理することによって、獣害対策の効果以外にも、森林の本来持つ様々な役割、公益的機能が回復した事例もいろいろあります。

林野庁発行の令和4年度森林山村多面的機能発揮対策交付金活動事例集を参考にちょっと私もいろいろ事例調べてみたんですけれども、公益的機能というのは、例えば森林の生態系が回復して、動物のえさが山に十分ある状態になる、結果的に野生動物が里に下りてこなくなる。森林の保水力が向上し、洪水土砂災害が減る。3つ目、安定した水源、水の供給元として、下流の農漁業、人の

暮らしを支える、4、薪や山菜など特産品販売など林業の振興、などがあり、また森林管理を通じて、地域全体が恩恵を享受して、人の意識と森がつながる役割も果たしている、そういう事例が書いてありました。事例の中には、森林に人の手が入り、山がきれいで明るくなって、森林体験、自然教育の場としても活用されて人が集まる、いわゆる交流関係人口の創出にも貢献している活動も見られます。あとそれらの活動に地域の人に関わることによって、お互いに協力し絆を深めることにもつながっているようです。もちろん森林の生態系のサイクルというのはもう何十年、何百年の単位だと思いますので、森林の機能回復といっても、それは長い目で見なければならぬことだと思いますが、さらにこの事例となった活動も課題もまだまだあるようですが、こういった事例を見ると、獣害対策を含めた森林の公益的機能回復のために、森林の管理方法も従来のような杉、ヒノキを植えて育て、伐って売る、あとはその流れが経営的に成り立つかどうかという視点の林業だけでなく、新たな視点、森林管理の方法も必要かと思います。その1つが、放置人工林を広葉樹林化するです。広葉樹林化活動を支援している団体を私も知っていますし、来年から導入される森林環境税と森林環境譲与税、その法律に対する附帯決議としても広葉樹林化はうたわれています。

すみません、説明が長くなりましたが、ここで質問したいと思います。質問というか提案になるかと思います。

このような森林の公益機能発揮回復のための森林整備及びその活動の支援、村の方で、計画、検討、お願いできないでしょうか。熊の住む森というのは生態系豊かな森で、それが結果的に公益的機能を発揮できる森でもありますし、例えば、森林管理の勉強会とか人材育成など、住民と関川村の山々の関係、林業の在り方、この関川村の未来を広く住民の皆さんと一緒に考えられるような勉強会とか、検討してしてほしいというお願いというか、その可能性をお願いして、私の一般質問を終わりとさせていただきます。

○議長（小澤 仁君） 質問で終わるの。（「はい質問で」の声あり）答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問にお答えします。

議員ご発言ありました森林山村多面的機能発揮交付金という事業ございまして、その中で里山の再生とかそういったものにも取り組める状況となっております。既に村の方でも取り組んでいる方はいらっしゃいますので、今議員の方でお考えのものございましたらいろいろとお聞かせいただいで、何が、どのような関わりを村で持っていけるのか、その辺も含めてお聞きしていきたいと思えます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

休憩します。13時15分まで。

午後00時02分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（小澤 仁君） 休憩を閉じ会議を再開します。

日程第4、一般質問の続きからになります。

次に、4番、近 敬志さん。

○4番（近 敬志君） 4番、近 敬志です。

夕方の防災行政無線についてお伺いいたします。

近年全国的に子供を狙った犯罪が後を絶たず、県内でも子供の安全が脅かされる事件が発生しております。また、新潟県警がホームページで公表している声かけ事案等の不審者情報が、幾度も更新されています。

関川村ではこども110番の家の設置や関川村見守り隊活動などを行うなど、防災防犯対策を推進しておりますが、一方で、核家族や高齢者のみの世帯の増加により、家族や地域による見守り機能は弱まりつつあります。関川村では防災行政無線を18時に通年放送しておりますが、犯罪に巻き込まれる危険を予知する能力や、危険を回避する能力を向上させるなど、危機意識を高める取組の1つとして、冬季については放送時間を早め、帰宅を促す考えがないかどうか、お伺いいたします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 近議員のご質問にお答えをいたします。

夕方のチャイムにつきましては、村で防災無線を整備した平成元年当時から時刻の変更を行ったことはなく、18時に鳴らしております。時刻の変更が子供たちの危機意識を高める取組になるかどうかということとは別にしまして、防災無線の今更新時期に当たっておりますので、チャイムのメロディーであるとか鳴らす時間帯とか、こういった点について村民の意見もお聞きをしながら検討を進めていきたいと考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

近 敬志さん。

○4番（近 敬志君） 新潟県内におきましては、例えば18時に定時放送を通年やっているというのが今7団体ある、関川村含めて7自治体あります。ほかの地域、特に17自治体については、1時間早めた5時に放送していると。その中の一部は、夏季の時間帯と冬季の時間帯、日没の時間が全然違いますので、時期をずらして時間をずらして放送しているというところもあるんですね。県内通して見てみると、圧倒的にやっぱり17時に、関川村の18時から比べると早い時間帯に放送しているというのがありますので、こういう流れから見ると、やっぱり日没が早い時期については18時になるともう皆さん大体うちへ帰っていますし、当然生活の一部としてのチャイム、合図として聞いている中もありますけれども、防犯という観点からいくと、もう少し早めて帰宅を促すという効果も期待されるのではないのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） おっしゃるとおり、冬場になりますともう18時だと真っ暗ですし、もう17時でも真っ暗な状況になるので、議員のおっしゃっている意味はあるかなと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

近 敬志さん。

○4番（近 敬志君） 新潟県警の公表ですと、関川村の犯罪というのは、年々少しずつ減少しているんですね。令和3年に16件犯罪があった、次の年、令和4年には8件、今年の9月の時点では4件と、少しずつ減少はしてきております。そのほかにそれとは別に、先ほど申しました声かけなどの事例、犯罪まで満たないのがやっぱり随時更新されているので、やっぱり予防をするという意味でも、夕方早めに放送を流すというのは非常に有効的だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（野本 誠君） 先ほど村長答弁したとおり、ちょうど無線の更新期に当たりますので、それらも含めて考えていきたいというふうに思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

近 敬志さん。

○4番（近 敬志君） 検討するということとお話いただきましたけれども、具体的に、ずっと待っているといつ決まるかも分からないので、いつぐらいをめどに決めていこうか、検討の結果を公表しようかというのを伺います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（野本 誠君） 防災無線の更新期が来ておりまして今年、年度内に基本構想をつくって来年度実施計画という段階を考えております。よって実施計画の段階では、ある程度並行して村でも決めていく必要があるかなと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

近 敬志さん。

○4番（近 敬志君） 来年度というのは4月1日からになるんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） いや、来年度に実施計画を立てると今総務課長が答弁しましたよ。

近 敬志さん。

○4番（近 敬志君） そうでしたら、今の話は分かりました。

また時期を見て、次の定例会議などで追跡の質問させてください、でよろしいでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁求めています。

○4番（近 敬志君） 答弁をさせてください。します。もう1回。

○議長（小澤 仁君） 近 敬志さん。

○4番（近 敬志君） 失礼しました。

追跡の調査、次回3月定例会議でまた質問させていただきますので、よろしくお願ひします。

防犯の強化につながることを期待して、また安心安全な村づくりを推進していくことを期待しまして、質問の方を終わらせていただきます。

○議長（小澤 仁君） 近議員に申し上げます。一般質問です、質問で終わるようにしてください。

次に、5番、近 壽太郎さん。

○5番（近 壽太郎君） 5番、近 壽太郎です。

これまでの定年退職を待たずに志を半ばで退職していったケースが毎年のようにございますけれども、その多くは心の病に侵され仕事ができなくなった職員であると思われまふ。ここで言う病気とは心の病と理解していただきたいと思ひます。

病気療養のため長期休暇を取得している村職員の現状について。1つ目として、現在の取得人数、2つ目に、職員のメンタルの問題に対して行っている対応、3つ目に、カウンセラーを配置する考えはあるか。

もう一つは、関川村創立70周年に当たってです。何か記念行事を計画しているのか。計画しているのであれば、その内容を教えてほしい。3つ目に、この村には村政要覧にもあるんですけども、すばらしい村歌があるんですね。現在村民にはあまりなじみがないんですけども、この機会に広く村民に知ってもらふ企画はできないものかと。以上で、お願いいたします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 近議員の質問に順次お答えをいたします。

まず初めに、村の退職者ですが、若い方の退職の多くは次の新しい職を求めての退職が多ございませう。病気で退職は少ないかなという私の感触を受けてませう。病気療養のための長期休暇を取得している職員は、現在4名でございませう。職員のメンタルの問題に対して行っている対応ですが、まずは自身でストレスチェックを行い、その結果、面談や相談を希望する職員には、保健師や人事担当が面談を行っており、状況によって産業医である診療所長につないでございませう。人事評価による所属長との面談も年3回行っておりませう。業務目標に対する自己評価を行うとともに、日頃の悩みなどを相談できる機会としてございませう。また職員調書を年に1度提出させてございませう、当該業務の適正などの自己評価に加え、悩みやストレスを記載する機会としてございませう。また、時間外勤務の状況もチェックをし、一定以上の長時間勤務が認められた場合には、所属にヒアリングを行った上で、必要に応じ、業務分担や人員配置の見直しを行っているほか、長時間勤務職員には、産業医の面談を受けさせ、心身のケアを行っておりませう。

メンタル不調による休職者への対応につきましては、人事担当と保健師などが定期的に面談を行い、健康状態を確認し、専門医への相談を進めてございませう。その後、専門医の意見を基に、診断と

相談を繰り返しながら、職場復帰へとつなげているところでございます。

カウンセラーの配置につきましては、身近な相談先としての産業医を配置しており、職員には市町村職員共済組合や民間の相談窓口を周知しているところです。相談先については、幅広く確保ができればよいと考えておりますが、今のところ専属のカウンセラーを配置するまでのことは考えておりません。

続いて、関川村創立70周年記念行事についてですが、多額の予算を割いての行事は考えておりませんが、大規模なものにならないまでも、村民の皆さんに喜んでいただけるようなことができないか現在検討しているところでございます。また、村民のイベントの実施の際には、70周年の冠をつけ、村民の皆さんにも周知をし、お祝いをしたいと考えています。

次に、村歌についてですが、関川村が発足した昭和29年に制定されたと承知しておりますが、村民に浸透されていないということも議員のご指摘のとおりでございます。一般に市町村歌は、市町村合併などの際に、合併自治体として、住民意識の高揚を図ることを目的に作られる事例が多く、関川村の村歌も関谷、女川の両村の合併の年の制定ですから、この例に当たるのかもしれませんが、一方で、もともと関谷村時代の歌を村歌としたという話も聞いておりますので、その辺はちょっと詳細明らかではありません。私としてはこのような状況の中で改めて、この時期に村歌を村民に周知するということは考えておりません。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

近 壽太郎さん。

○5番（近 壽太郎君） 最初に、再質問ですけれども、4名が取得しているということだったので、職員のメンタルの問題について庁内の長としての認識を伺いたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 職員のメンタルの問題については、私も様々な首長会議であったり、あるいは県や国の方とも話ししますが、どこの、多分民間会社もそうだと思いますが、今かなりそういうメンタルの不調の方が多いと聞いています。学校の先生も何かすごく多いと聞いておりますので、関川村特有の事情ではないと考えています。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

近 壽太郎さん。

○5番（近 壽太郎君） 役場職員は幅広い視野を養うために、二、三年に1回は配置転換をしておりますけれども、課が替わるということは、一般のサラリーマンにしてみれば別の会社に移ったような仕事の内容になります。このことに対応し切れない職員もおります。年功序列にこだわらず、適材適所の配置を柔軟に考えるべきではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 年功序列にはとらわれておりません。そしてまた、職員にも様々な能力があります。例えば、実務的なことをしっかりこなせる人、あるいは企画能力が高い方、それぞれ特性がありますので、そういった特性を勘案しながら、どこのポストがいいのかどこの課がいいのかというのは人事配置を組んでいるつもりでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

近 壽太郎さん。

○5番（近 壽太郎君） 先ほど村長からは特別にカウンセラーを配置する考えはないという答えでございましたけれども、早期に心の病に対応していれば退職しなくても済んだケースもあると思います。このことは、何人もの専門家が早期に対応するということを言っております。相談しやすい環境をつくるのが何よりも大切なんですけど、先ほどの村長の答弁では、庁内でそれを検証する、庁内で多分産業医にしても、たしか診療所が産業医になっていると思いますけれども、これも1つの庁内の職員でございます、お医者さん、診療所がございましたけれども、そういうところにはなかなか相談に行けない、本当の心のうちを話せないという人もいると思いますが、そういう面に対して、やはり、専門家である第三者的なカウンセラーが私は必要だと思うんですが、その辺はいかがですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） おっしゃるとおり近くだと相談しづらいという方もございますので、市町村職員の共済組合の中で、民間の村外の方の相談所もありますので、そこに相談するなりという道は開かれておるのでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

近 壽太郎さん。

○5番（近 壽太郎君） そういう道も開かれているということですが、相談しに行くときのその人は庁内の誰かに、担当の人とか部署の長に連絡を取ってもらうというような方法ではなくて、直接カウンセラーにホットラインみたいな直接電話か何かで相談の申入れをするというような、そういうのが一番患った人にしてみれば行きやすいと思うんですが、そういう考えはお持ちでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 近議員、質問の趣旨がちょっとよく分からないんですが。

発言ボタンを押してください。

○5番（近 壽太郎君） 専門のカウンセラーに話を持っていくときの手順ですね。

○議長（小澤 仁君） それは分かるんですけど、近議員が何を問うておるのがちょっとよく分からなくなっている。

○5番（近 壽太郎君） その手順をしやすくする方法、それを今聞いています。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（野本 誠君） 今職員に周知をしております相談の窓口として、先ほど村長が申し上げた市町村共済組合、それから民間ありますけども、いずれも人事担当通すことなく直接相談できる体制となっております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

近 壽太郎さん。

○5番（近 壽太郎君） 分かりました。そういう庁内の中で個人ごとではなくて、患っている人の問題として捉える、そういう風潮はあると思うんですけども、他人事ではなくて自分事だというふうな考えを庁内の皆さんに共有していただけるような研修会なり周知なり、そういう考えはおありですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（野本 誠君） メンタルに関してはいろんな研修ありますので行っておりますけれども、今議員ご指摘の研修が具体的にどのようなものなのかなというのがちょっとイメージつかなかったものですから、また後でご指導いただければと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

近 壽太郎さん。

○5番（近 壽太郎君） すみません、舌足らずで。私が今言っているのは、年に何人かそういう人がおられるというときに、庁内全体が、例えばあの人はどこの課に行ってもそういうふうになるんだよねというような、そういう風潮が出ているのは好ましくないと思うんです。やはりこういう病気は、今自分が何もなくても何かの拍子に出てくる事案なんですね。そういうことをあらかじめ皆さんが、庁内で共有しているということは大切だと思うんですけども、そういうことを皆さんに研修会なり何かお伝えする共有できる方法を考えておられるか、これから考えるか、その辺を教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（野本 誠君） 議員のおっしゃった中身を考えると、職員同士のコミュニケーションといいましょうか、それが一番大事になってくると思いますし、それらは私ども含め職員も共有しているところでございます。それからこの職員はこういったところに長けている、しかしこういったところが苦手だというようなことも、お互い分からなくていいところと分かっていた方がいいということ両方あるかと思えます。そういうことで、小さい役場ですからお互いの職員がお互いを分かり合い、そういった体制には今はなっているかなと私は思いますけれども、なおそういった何でしょう、気持ちを一つにしていくように、いろんな機会を捉えてコミュニケーションを取っていきたいと考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

近 壽太郎さん。

○5番（近 壽太郎君） ぜひそういうところを目配りしながら、特に管理職であられる課長さん方とかそういう人たちにも協力をいただきながら、庁内を明るくしていただきたいと思います。

それから、創立70周年についてですが、計画はそんなに予算をかけなくて、皆さんに喜んでもらえることを計画しているということなんです、またその内容的には、具体的なものはないわけですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（野本 誠君） 今検討段階ですので、今この場でお答えできるような内容は、持っていません。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

近 壽太郎さん。

○5番（近 壽太郎君） それはいつ頃をめどに、実施計画ができて上がるわけですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（野本 誠君） できれば当初予算に盛り込みたいと思いますし、場合によっては、補正予算でお願いするものもあるかもしれませんし、あるいは予算かけずにできることがあるのかも分かりませんし、そんなことでありますので、今検討している材料と言いましょうか、検討次第といったところでございまして、いずれにしても、予算が絡むものは議員さんのご審議をいただきたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

近 壽太郎さん。

○5番（近 壽太郎君） ということは、いつ頃実施するかというのもまだ決まっていないということですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（野本 誠君） その事柄によって時期も変わってきますので、時期は決定しておりません。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

近 壽太郎さん。

○5番（近 壽太郎君） 昭和の大合併によって、関谷村と女川村が昭和29年に合併して70年になるということなんですけれども、この間、幾多の困難を乗り越えて、平成の大合併にも加わらず、この村を存続させて、今日に至っているわけなんですけれども、その中で先人たちの苦勞と村を愛する精神には、敬意を払うものがあると思います。70周年記念事業の本来の目的は、先人たちに対しての

敬意と感謝を示して、これからの若い人たちに、この村の歴史とこの村でのなりわいを知ってもらい、未来の村を背負う人材に育ててほしいということだと思います。こういうことを踏まえれば、何といたしますか、先ほど予算云々とありましたけれども、予算はかけなくても、これが伝わるような事業にしていっていただきたいと思います。

もう一つは、村歌のことなんですけれども、村歌はたしか昭和29年の9月1日に発表された村の公式の儀礼曲です。作詩の佐藤仙一郎氏は、村の安角の出身でして、6・3・3制のモデル校の役割を果たした関谷学園の学園長をされました。作曲の篠原正俊氏は、当時新潟大学の助教授ということでした。この村歌は、まさにこの関川村を愛し、村民が安心して暮らせる希望に満ちた村になることを願っている歌でございます。創立70周年の記念すべき節目の年に、70年前に作詞された佐藤仙一郎氏の思いにはせつつ、私としては、何かのときに歌詞がパンフレットのところでもいいし、何かそういうのもいいから、出していただければなと思っているんですが、いかがでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 村歌の位置づけなんです、今ほど公式とおっしゃいましたけれども、他の自治体で条例で村歌、自治体歌を定めているところあるんですけれども、実はこれは定めてはいないということで、様々多分過去にいきさつがあったような話も聞いています。ある方のお話ですと、関谷のもともとあったものを合併のときに持ってきて、女川の方々がちょっと不満になったというようなことも聞いていますしね、確かに歌詞を見ますと女川のことを一切書いていない記事なんです。そのこともあってなのかわかりませんが、制定当時から全然歌われてきていないということなので、あえてここで私がそれを持ち出すことがいかなものかということもございまして、それはそのままにしておけば私はいいかなと思っておりますし、それによって村民の意識が高揚し頑張ろうということになればいいんですけれども、様々な多分ご意見があると拝察しておりますので、私としてはこれを契機に大々的にPRするという考えはございません。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

近 壽太郎さん。

○5番（近 壽太郎君） そういつて言われてみれば、確かに女川地区の歌詞というのが出ていないんですね。そういったことが当時あったということはどうでしょう、女川として、教育長そんなことを聞いたことがございますかね。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。（「ちょっと聞いて」の声あり）答弁を求めます。教育長。

○教育長（佐藤修一君） 今のご質問にお答えします。

私もちょうど昭和29年生まれで10月で、発足して間もなくですけれども、村歌については承知しておりませんでした。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

近 壽太郎さん。

○5番（近 壽太郎君） 教育長も村歌のことも分からないというぐらいですので、かなり当時から関谷村に特化した村歌ということによって、あまり世に出なかったんでしょうねと思います。私としては、この村歌が、せっかく当時公式の儀礼曲としてそういうふうにあるものですから、これは村勢要覧にもあるんですけども、そういうことがもし、先ほど村長が言われたように、そういう機会が、時期があれば、これを世に出したいという気持ちをお願いしたいと、そのときをお願いしたいと思いますが。70周年ということを考えてときに、やはりこれをステップとして何かこれから先のことを、この名前といいますかそういう気持ちを村民に分かってもらえるような、そういう事業に、せっかくですのでしてもらえればありがたいと思いますが、いかがですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） せっかく70周年を迎えるわけですから、議員がおっしゃったとおり、中でも知恵を出しながら、いい70周年を迎えられるようにしたいと考えます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

○5番（近 壽太郎君） ぜひお願いしたいと思います。これで質問を終わります。

○議長（小澤 仁君） これで一般質問を終わりますが、議員の皆さんにおかれましては、議員必携の155ページから、質問とはという項目書かれてありますので、いま一度熟読いただきながら、一般質問に対する思いを考えていただければなと思います。

日程第5、議案第51号 関川村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

日程第6、議案第52号 関川村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第7、議案第53号 関川村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第8、議案第54号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第9、議案第55号 関川村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第10、議案第56号 関川村国民健康保険診療所勤務医師の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（小澤 仁君） 次、行きます。

日程第5、議案第51号 関川村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例から、日程第10、議案第56号 関川村国民健康保険診療所勤務医師の給与に関する条例の一部を改正する条例まで、以上6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第51号から議案第56号の6議案は、職員の給与、手当の改定を行うものでございます。国の人事院勧告に倣い、村の一般職員等も国、県に準じた改正を行うほか、議会議員と特別職等の手当の改定を行うものでございます。

詳細について総務課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） それでは、議案第51号から56号を説明させていただきます。

この説明につきましては、別にお配りをしております右上に総務課資料という1枚のペーパーをご覧いただきたいと思います。それによって説明をさせていただきたいと思います。

このたびのこの改正は、国では人事院勧告を受けまして民間給与等との較差を解消するため、令和5年4月1日を施行日とする給与改定を行いました。県では、県人事委員会勧告によって、国と同様の内容で改正がなされます。村においても、国、県に倣い、月例給及びボーナスを引き上げるため、条例改正を行うものでございます。

まず、1番です。

給与表の改正ということで、適用日は令和5年4月1日となります。行政職の給料表ですが、議案でいう54号の関係でございます。

初任給では、大卒程度で1万1,000円、高卒程度で1万2,000円をそれぞれ引上げをいたします。給料月額では、若年層の職員に重点を置いた上で、全年齢層で引上げを行います。

(2)ですけれども、技術労務職給料表、医療職給料表、診療所の所長でございます、それから特定任期付職員給料表、議案の第51号、55号、56号の関係でございます。行政職給料表との均衡を基本として、給料月額を引上げをいたします。この特定任期付職員というのはこの村には該当はおりません。

続いて2番、期末勤勉手当でございます。

勤勉手当につきましては、一般職員は0.1月、定年前再任用短時間勤務職員いわゆる暫定再任用職員でございますが、こちらは0.05月引上げをいたします。また、特別職については、期末手当を0.1月引上げをいたします。

表が3つございまして一番上ですけれども、一般職員の支給月数、議案第54号の関係です。令和5年度の勤勉手当12月期、括弧の中が現現行でございますが、0.975、それを0.1プラスして1.075月とすると、合計が2.05となります。6年度以降は、合計の2.05はこのままで、6月と12月、均等になるように1.025とするという改正であります。

それから、議案第54号の関係がその下の表になります。暫定再任用職員の関係です。

令和5年度の勤勉手当12月期、括弧が現行で0.475、それにプラス0.05いたしまして0.525、合計が1.0というふうになります。6年度以降は合計が1.0で、6月、12月均等に0.5ずつという改定で

あります。

それから一番下が特別職等の支給月数ということで、三役の関係が議案第53号、村議会議員の関係が議案第52号、特定任期付職員が議案第51号となります。いずれも期末手当ですけれども、12月期、括弧が現行で1.65、これに0.1プラスして1.75、合計が3.4月というふうになります。6年度以降は、合計が3.4そのまま、6月、12月、1.7ずつというふうに改定するものでございます。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

初めに、議案第51号の質疑を許可します。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第51号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第51号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより、議案第51号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号の質疑を許可します。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第52号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第52号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 討論なしと認めます。

これより、議案第52号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号の質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第53号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第53号は委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 討論なしと認めます。

これより、議案第53号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号の質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第54号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第54号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより、議案第54号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号の質疑を許可します。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第55号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第55号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより、議案第55号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号の質疑を許可します。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第56号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第56号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 討論なしと認めます。

これより、議案第56号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

休憩します。14時10分まで。

午後2時00分 休憩

午後2時10分 再開

○議長(小澤 仁君) 休憩を閉じ、会議を再開します。

日程第11、議案第57号 関川村国民健康税条例の一部を改正する条例

○議長(小澤 仁君) 日程第11、議案第57号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第57号は、関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

これは、国の関係法令の改正によりまして、村の条例を改正するものでございます。具体的な内容につきまして、住民税務課長に説明をさせます。

○議長(小澤 仁君) 住民税務課長。

○住民税務課長(田村清洋君) それでは、議案第57号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして説明申し上げます。

今回の改正は、健康保険法等の一部を改正する法律が公布されたことによりまして、国民健康保険税の改正部分が令和6年1月1日から施行されるものに伴い、村の条例を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、出産予定の国民健康保険の被保険者がいる場合、出産予定日の月と、その前の月ひと月、後ろ2月の計4月分の所得割額、均等割額を減額するというものでございます。また、多胎妊娠の方におかれましては、4か月の部分が6か月と長くなるというものでございます。

これらを踏まえて、新旧対照表を御覧ください。第11条3項につきましては、産前産後の期間に

おける保険税の免除措置について規定されているものでございます。また、3ページの第11条の5につきましては、届出の内容について規定しているものでございます。

以上2つを加えるものでございます。

以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第57号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第57号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これにより、議案第57号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第58号 関川村立保育園条例の一部を改正する条例

○議長（小澤 仁君） 日程第12、議案第58号 関川村立保育園条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第58号は、関川村立保育園条例の一部を改正する条例でございます。

これは、現在の下関保育園、大島保育園を統合し、令和6年4月1日から新たに関川なないろ保育園としてスタートするものです。なお、名称については公募により応募のあったものの中から選考委員により選考され、一人一人の持つ個性を尊重し、子供たちが伸び伸びと健やかに育ち、笑顔が七色に輝くようにという思いが込められております。

以上で説明を終わります。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第58号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第58号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより、議案第58号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第59号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合の規約の変更について

○議長（小澤 仁君） 日程第13、議案第59号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合の規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第59号は、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合の規定の変更についてでございます。

これは、長岡市にあります寺泊老人ホーム組合の脱退に伴い、組合規則を変更するものでございます。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第59号については、会議規則第39条第3項の規定により、委

員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第59号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 討論なしと認めます。

これより、議案第59号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第60号 令和5年度関川村一般会計補正予算(第7号)

○議長(小澤 仁君) 日程第14、議案第60号 令和5年度関川村一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第60号は、令和5年度関川村一般会計補正予算(第7号)でございます。

これは、物価高騰対策のための農家支援や、令和4年度豪雨災害の復旧事業など、必要な事業費の補正を行うものでございます。

詳細を総務課長に説明させます。

○議長(小澤 仁君) 総務課長。

○総務課長(野本 誠君) 令和5年度関川村一般会計補正予算(第7号)でございます。

第1条で、歳入歳出予算の補正、2億2,980万円を追加し、予算総額58億6,520万円とする。

第2条、地方債の補正でございます。

13ページをお開き願います。

歳出から説明させていただきます。

1款議会費1項議会費、議員期末手当21万1,000円、先ほど議決いただきました支給率の改定に伴うものでございます。この後も一般職の給与改定の関係で、既決予算で不足する科目を増額補正させていただきました。その部分に関しては説明は省略させていただきます。

2款総務費1項総務管理費です。広報無線費修繕料110万円、戸別無線機の修理が増えております。そのための対応予算でございます。電算関係の委託料ですけれども、交通災害共済事務電算委託

料22万円、制度改正に伴うシステム改修でございまして、こちらは10分の10の補助で行う事業であります。

7目地域振興費18節補助金です。暮らし応援商品券925万円、これは物価高の生活支援でございまして、10月にも行いましたが、第2弾ということで、1世帯当たり5,000円の商品券をお配りするという事業でございまして。国の交付金を活用いたします。20節の貸付金です。せきかわふるさとエネルギー株式会社貸付金、エネルギー会社が行う事業は、当面国などの補助金を財源といたしますが、補助残、補助金で賄えない分が財源不足となるため、貸付金をするというための予算であります。

15ページをお願いいたします。

2項徴税費です。還付金及び還付加算金50万円、現在は予算内で還付金の対応できておりますが、今後もすぐに対応できるように、予算を確保しておくというものでございまして。

3項戸籍住民基本台帳費、社会保障税番号制度システム改修委託料390万円、マイナンバーカードの関係でございまして、国の補助10分の10でございまして。

16ページです。

3款民生費1項社会福祉費18節の補助金です。価格高騰緊急支援給付金4,200万円、物価高の対策でございまして、国の事業でございまして、住民税非課税世帯に対して7万円を給付するというものです。600世帯を予算計上してございまして。事務費も合わせて計上しております。それから介護保険会計繰出金、事務費繰出金がシステム改修の関係で65万円、地域包括支援センター運営費繰出金、制度改正に伴う対応予算で10万円であります。心身障害者福祉対策費で自立支援給付システム改修委託料、報酬改定に伴うシステム改修で126万円。それからその下が障害児通所サービス扶助費750万、利用実績増ということでの対応であります。

17ページをお願いします。

2項児童福祉費です。1目の児童措置費で賄い材料費18万円、学童保育のおやつ代の値上がり分を補填するというものでございまして。物価高対策として、国の交付金を活用いたします。その下が保育園の賄い材料費の60万円ということで、給食費の値上がり分の補填ということでございまして。こちらも国の交付金を活用いたします。それから委託料が2つございまして、保育園広域入所委託料90万円、保育園連携システム構築委託料12万、それから備品購入で70万円です。こちらは統合に併せて遊具を充実したいというものでございまして。なお、財源については歳入でご説明いたしますが、寄附金を充当いたします。

4款衛生費1項保健衛生費、特定健診事業費で会計年度任用職員の報酬です。職員の休暇の取得に伴います対応分でありまして、15万5,000円、費用弁償で1万8,000円です。それから備品購入費で154万円、これは屈折検査機器ということで、目の検査をする機器であります。幼児健診の対応で

ございます。

19ページお願いします。

2項清掃費、ごみ処理対策費で印刷製本費850万円、ごみ袋を作成するものです。大、中、小のサイズ、環境に優しい素材で作られたごみ袋ということでございます。それから、村内のごみ収集委託料が56万3,000円、プラスチック製容器の収集が始まっておりますが、月1回の収集を月2回に増やすための予算であります。

5款農林水産業費1項農業費、農業委員会委員報酬180万円、地域計画策定活動分です。消耗品で38万5,000円です。

3目の農業振興費で、補助金です。肥料価格高騰対策補助金1,000万円、肥料代の高騰の対策で農家支援であります。10アール当たり1,000円を補助いたします。それから、県広域被害防止協議会負担金53万4,000円、巻にありますライフル射撃場建設工事の設計変更に伴います村の負担の増ということでもあります。

6款商工労働費1項商工観光費、商工会への補助金25万円、歳末大売出しのPR費等の事務費として2分の1を補助するものであります。

21ページ、お願いします。

7款土木費2項道路橋りょう費です。まず、補助金で集落除雪事業補助金228万円、これ新たな取組でございまして少し説明をさせていただきますが、幅員が狭くて機械除雪が入らない、あるいは消雪施設も設置されていないという村道が13路線ありまして、その除雪を集落の方などに対応していただいた際に、補助金をお出しするという制度でございます。14節の工事請負費につきましては、消雪井戸の新設工事ということで1,500万円、大島の既存の井戸が内部で崩壊しました。それで取水が不能ということでの新設工事であります。

それから、3項河川費です。小規模急傾斜地崩壊防止対策事業費550万円、令和4年災害復旧工事の関係でございます。

8款消防費1項消防費、災害派遣職員経費負担金700万円、災害応援職員として県から派遣をいただいております、農林課ですけれども、半年間の予定を1年間に延長していただいているところでございます。それに伴います負担の増ということでもあります。

23ページです。

9款教育費2項小学校費、会計年度任用職員の報酬で25万円、特別支援学級の教員助手の勤務時間延長による増ということでもあります。修繕料が63万8,000円、中央階段滑り止め設置であります。備品購入は小学校の網戸ということで25万円。中学校費でも網戸の購入で40万円計上してございます。

10款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費で、9,000万円の工事費を追加補正でございます。

令和4年の災害の関係で、復旧工事を進める中で、村単独事業となるものが発生しております。そのための予算増額分であります。

11款公債費であります。利子償還金で40万8,000円、償還額が確定いたしまして予算に不足が出ましたので、補正予算ということでございます。

9ページ、お願いいたします。

9ページ、歳入です。

14款国庫支出金1項国庫負担金、障害児入所給付費等国庫負担金375万円、2分の1の負担率でございます。

2項が国庫補助金です。社会保障税番号制度システム整備交付金390万円、こちらは10分の10の補助率です。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、物価高の高騰対策であります、6,348万円。障害者総合支援事業費国庫補助金、システム改修の関係で2分の1の補助率、56万6,000円。母子保健衛生費国庫補助金、屈折検査機器の導入です、77万円、2分の1の補助率です。学校保健特別対策事業費国庫補助金、小中学校の網戸の整備で、2分の1補助30万円であります。

15款県支出金1項県負担金です。障害児入所給付費当県負担金187万5,000円、県は4分の1の負担となります。

2項県補助金です。屈折検査機器導入促進支援事業県補助金、県は4分の1ということで、35万円です。農業委員会費の県の補助が141万9,000円。部活動支援員県補助金22万4,000円、こちらは今回の補正予算には歳出ございませんが、当初予算でこの事業は一般財源見込んでおりましたが、県の補助金が入ることになりましたので、予算計上したものでございます。

次のページ、お願いします。

17款寄附金です。一般寄附金で55万円、災害復興指定寄附金で50万円、いずれも下越生コン株式会社さんからの寄附でございまして、先日頂戴したところでございます。一般寄附金につきましては、会社が発足して55周年ということで55万円頂戴いたしました。こちらの方は、保育園の統合に併せた遊具の整備に使わせていただきたいというふうに考えております。災害復興の方は、災害の関係で使わせていただきたいということでございます。

19款繰越金です。前年度繰越金4,689万6,000円。

20款の諸収入で、交通災害共済事務費交付金受入れ、22万円です。

それから、21款が村債です。消雪施設整備事業1,500万円。農林水産業施設災害復旧事業9,000万円です。

8ページをお願いいたします。

第2表地方債の補正でございます。道路橋りょう債、大島の消雪井戸の関係で1,500万円のプラスであります。災害復旧事業債が9,000万円のプラスということでございます。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。6番、加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） 6番、加藤です。

14ページ、お願いいたします。2款総務費7目地域振興費の20節貸付金、説明ありました。新エネルギー推進事業費貸付金600万円、補助金で賄えない部分ということで、具体的にどのような使い道があるのか、お聞かせください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） お答えいたします。

せきかわふるさとエネルギーが今年度行います太陽光発電設備工事の国の補助残分を融資いただくものです。

○議長（小澤 仁君） 加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） ありがとうございます。何年で返済されますか。

○議長（小澤 仁君） 大島室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） 現在協議をさせていただいておりますが、10年後をめどにこの会社運営が正常化、正常化というかですね、きちんと運営された段階で一括で返済をさせていただきたいと今考えております。

○議長（小澤 仁君） 加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） ありがとうございます。利息は付しますか。

○議長（小澤 仁君） 大島室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） 利息につきましてはなしでございますが、利息という形ではなくて、電気料金から値引きを行うという形で利息に代える格好で還元をしていきたいと考えております。

○議長（小澤 仁君） 休憩します。大丈夫です。（「大丈夫です」の声あり）大丈夫ですか。

加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） 続きまして、17ページお願いします。

2款児童福祉費2目保育園管理費の中の12節委託料、すみません、説明の10番保育園広域入所委託料90万円。これちょっと詳細をご説明願います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 広域入所につきましては、関川村にお住まいの方が保護者の方の通勤と言えはよろしいでしょうか、村外に努めている関係で、村内の保育園に入れるのではなくて、村外の保育園に入れたいという希望のある方がいらっしゃいます。そういった方のために村外の保

育園に通った場合に、村外の市町村に負担金として、保育料に当たる部分をお支払いするというようなものでございます。

○議長（小澤 仁君） 9番、平田 広さん。

○9番（平田 広君） 9番の平田です。

私、2件についてお伺いします。

1点目ですけれども、20ページ3の農業振興費ですけれども、肥料価格高騰対策補助金、国の事業ということで、1反歩当たり1,000円の補助でということなんですけれども、これよりもっと大きいのが今回の猛暑で収入が大分減っているというふうに思うんですけれども、新聞見ても毎日のようにどこかの市町村が、それに対して1反歩5,000円みるとか、高騰対策じゃなくて収入減に対してしているようなんですけれども、関川村の場合はどうなっているんでしょう。よろしく願います。

○議長（小澤 仁君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問にお答えします。

今回のものについては、新型コロナウイルス感染症対策の地方創生臨時交付金を充当しまして行うものでございます。新たに今回の高温とか少雨の関係でのものについては、今のところ検討はしておりません。

○議長（小澤 仁君） していないの、検討。

暫時休憩します。

午後2時37分 休憩

午後2時38分 再開

○議長（小澤 仁君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

答弁を求めます。村長

○村長（加藤 弘君） 今の議員のおっしゃった件でございますけれども、高温対策を実施をしようということで新聞にはいろいろ書いていますけれども、要綱上高温対策にこの交付金が充てられる規定がございませんけれども、充ててもいいという内々の話は来ています。私どもも高温対策をわざわざどこが3等米だということを個々に決めて、それをやるということじゃなしに、そういう高温対策もあったので今回上乘せをして、1,000円を補給しようという意味なので、私たちの気持ちからすると、そういう今回の高温対策で米価が落ちたことに対する支援をしよう。ただ、要綱上は物価高騰対策の財源になっていますから、こういう位置づけをしているという趣旨で、ほかの市町村と多分考えは変わらないかなと思います。

○議長（小澤 仁君） 平田 広さん。

○9番（平田 広君） よその見ると、新聞など見ていると、高温対策に何ぼ、それで今の高騰対策に対して何ぼ（「物価高騰ですよ」の声あり）物価高騰、それと併せて高温対策、収入減収、その分に対して5,000円ぐらい、5,000円でも何か本来の半分以下のようなんですけれども、そういうのを補助するというふうに言っているんですが。できればそういうのも考えていただきいうふうに思うんですけれども。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長

○村長（加藤 弘君） 国からの交付金については全てそういう対策に充てておりますが、市町村の規模によりまして配分が随分違います。その関係で、多分国の用途としては、農家の対策だけじゃなしに様々な影響があるので、交付金を配ってきているわけです。私ども規模が小さいものですから、ほとんどを農家のこれに充てても、反当たり1,000円程度が限界かなということで、でかい規模でどんと交付金が来ればそれを田んぼに充てられるんですけども、パイが小さいものですから、例えばほかの自治体が反5,000円とか言っていますけれども、それをすればもう全然私ども赤字になってとつても財源がないものですから、今回は農家に反当たり1,000円ということで配らせていただいたと。農家だけじゃなしにほかの様々なところに影響があるだろうということで、それとは別に商品券を5,000円というのは追加しましたけれども、これで国から来た交付金目いっぱい使っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（小澤 仁君） 平田 広さん。

○9番（平田 広君） 今のよその町村でやっているのも今回の臨時交付金で対応しているという考えでいいんですか。村の方の状況分かっているので、これについてはこれでいいです。

それで、もう1点お願いします。

24ページ、過年発生災害復旧事業費として9,000万円上がっているんですけれども、この箇所数と集落名教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問にお答えします。

箇所数でございますが、114件ございます。全村にわたっているものですから、集落名については割愛させていただきます。

○議長（小澤 仁君） 平田 広さん。

○9番（平田 広君） この予算書を見ますと、国県の支出金が上がっていませんし、地方債だけで対応するという格好なんですけど、去年の災害は激甚災なんですけれども、過年災というその意味、昔は現年災だけで過年災とあまり聞いたことがなかったんですけれども、その過年災の意味というのはどういう内容なんですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問でございますが、過年災というのは、今で言えば、令和4年度に発生したものを、今令和5年度で行うものという意味でございます。昔あまり過年災で聞かなかったという内容でございますけれども、規模が小さかったものですから、ほとんどは現年災の部分、その年度のときにもう工事が終わってしまうということで、過年災というのはあまり聞かなかったのかもしれませんが、そういう意味でございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁終わります。

平田 広さん。

○9番（平田 広君） 昨年災害で見落とししたんじゃないかなという感じするんですけども、その辺についてはいかがですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問ですが、確かに見落としというところもあるかもしれませんが、内容としましては、補助災害を実施していく上で、隣のところに出てきたような災害が補助債に該当しないものが発生した見つかったということで、計上させていただいております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

平田 広さん。

○9番（平田 広君） 同じような格好で、うちの集落の方でも、これは沢ですけども、その下流の方で2か所災害あったんですが、それも結局落ちていました。あと私も電話もったりしたのが、南赤谷に堤沢川がありますけれども、その上流、農地関係も河川も道路も、上流の方何も災害に対してなっていない、奥の方は皆昔の災害復旧でやったんですけども、水路の関係ですね。そういうのもあったり、結構見落としがあるんだなというふうに感じたんですけども。そういうことがあるから、私も管理担当の方に行って区長を通してやった方がいいよと、区長を通してやれば区長から上がっていく文書の中でそれが見落とされていけば、村の責任はないというようなことを言ったことがあったんですけども、かつまた同じような格好で、水害から三、四日たって、産建委員会で全村視察したことがありましたけれども、そのときも、回って、委員長から、見落とさないように区長を通してした方がいいよということ言ってもらっているはずなんですけれども、その辺はいかがでしょう。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問でございますが、堤沢川の上流部の農地については、地元の関係者の方に復旧するかしないかという意向を確認して、復旧しないという形で、実施しないという形になっております。また、集落区長さんとか例えば農家組合長さんとか代表の方にお聞きをしてということで、平田議員の方からもご指導いただいていたので、その後になります。完全ではないですけども災害が見られるところについては、そういった形で聞き取りをして、漏

れがないかというようなことを確認しながら進めてきていたつもりでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

平田 広さん。

○9番（平田 広君） それでも114件の見落としがあったということですよ。堤沢の方も、田んぼの方は話あったのかもしれないけれども、道路とか河川の関係、私も建設課にいたとき、沢の災害復旧したところなどもやっぱりちょっと崩れるような状況もあったし、あるいはもう川が塞がって田んぼの方に水が流れているという状況もあったんですけども。今回は、農地、農業用水路だから、あれだかもしれないけれども、道路とかあるいは沢、水路にすれば、建設の関係であるのかもしれないですけども。それは今後まだ出てくるんだなというふうに思います。

それと、農地あるいは農業用水の場合であれば、必ず地元負担があるというふうに思ってきたんですけども、今回ここに地元負担が上がっていないんですけども、それらについてはどういうことでしょう。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） 地元負担についても、補助災及び単独の事業についても、農道は地元負担なしですけども、農地も農業施設、水路、用排水施設についてはご負担をいただくような形になっておりますが、まだ工事の方順次やっているところでございます。その後順次金額が決まった段階でご案内をさせていただいて、ご負担いただくという形で考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

平田 広さん。

○9番（平田 広君） 負担の割合ですけども、今までは、説明の中では、農地で0.4%、用排水路で0.04%ですか、100万円の工事であれば、田んぼであれば4,000円の個人負担、それと用排水路であれば400円あれば、100万円の工事できたわけですけども、同じパーセントでいくのか、それともやっぱり見落としした分、村の負担も大きいから、地元からそれなりの負担もらわねばねとか、その辺についてはいかがでしょう。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問にお答えします。

地元負担については、確かにご指摘のとおり、補助災見落とししていた部分とかそういったものがございまして、これから検討はしていきたいと思いますが、最初のご説明、地元の方にご説明した内容としては1割というような、単独事業については1割というようなご説明をして、同意を得たところなんですけれども、金額もありますので今再検討をしている最中でございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

10番、鈴木紀夫さん。

○10番（鈴木紀夫君） 10番、鈴木です。

17ページ、2目保育園管理費で説明のところ、保育園管理費、備品購入費、保育園遊具とありますけれども、今回寄附をいただいたお金を利用しまして、統合に併せて入れるということですが、これ新規で入れるんですか、それとも交換ですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 新規で、キックスケーターといえはよろしいでしょうか、片足を載せて片足で蹴って乗る物など、その他、整備させていただく予定にしております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 18ページ、4目母子衛生費の説明のところの子育て支援センター事業費の備品購入費、屈折検査機器ということで目の検査をされる機械ということですが、具体的に目の何の検査をするのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） こちらにつきましては、3歳児健診のときに目の検査を行っております。視力、一般に行われるアルファベットのCのような文字で開いている方がどちらかというように視力検査、ただ、どうしても3歳児ですので、なかなかそれを理解できない子供もいたりするので、簡単に機械でそれを計測できるというものでございますし、また、斜視とって、目の寄ったり離れたりというものとかは、現在保健師などが目視で確認をしているというところがございますけれども、この機械を使うと、そういったところも数値で出てきて分かりやすく判断しやすくなるというものでございます。機械としましては、一眼レフカメラのようなものでございまして、一眼レフのカメラのレンズにあたるようなところを、ちょっと目を合わせただけでそういった計測が可能になるというものでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） それでは、19ページ、清掃総務費のごみ処理対策費のところの村内ごみ収集委託料、プラごみが月2回するというようなことでしたけれども、今現在1回で、出し方が非常に雑で、回収されずに収集箱に残っているというようなケースがあらこちら村内で見受けられるんですけれども、これについて対策等何か考えていますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。住民税務課長。

○住民税務課長（田村清洋君） 今のご質問についてお答えいたします。

ごみステーションでのあったプラごみの回収できないものですか、回収したけれどもこういう物が入っていたというものについて、広報ですとか、その他に個別の紙を配布して、村民の皆様に

お知らせして、改善してもらおうようお願いする予定でございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 広報で説明するだけでは、住民に行き届かない、伝わらないと思いますけれども、今現在でも、1回目のプラごみのやつがまだ残っているような状態なんですけれども、それについてはどう対策するか考えありますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。住民税務課長。

○住民税務課長（田村清洋君） 今の質問についてお答え申します。

残っているものにつきましては、今までですと集落のところで、該当者が持って帰っていただくとか、集落の方で対応していただくというところでやっております。プラ容器につきましても同じような対策をしていきたいと思っておりますし、我々も、巡回して、残っているところ、ピックアップしてございますので、追って区長さんにお知らせしたいと思っておりますのでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 実は一般可燃ごみですと、開けると大体誰の所有、出したのかというのが、はがきだとか書類とかで分かるんですけども、今回のプラごみ卵の空きケースだとかお菓子の袋だとかとなると、そこにちょっと生ごみみたいのが入ったり、発泡スチロールのようなまた違う分別のごみが入ったりするので、特定できないので、集落に言われても集落も対応できないんですけども、その辺の対応は考えていますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。住民税務課長。

○住民税務課長（田村清洋君） 今の質問にお答えいたします。

住民の特定が困難という話でございますが、今後我々の方としてもまず、その部分のステーションをチェックいたしまして、区長と話しながらよりよい対応を考えていこうと思っております。具体的には、区別できるものは区別する、再度分けてごみ出しをするということも考えられますし、委託先の企業さんは、一応全てもらうだけもらって、こちらの方で仕分するという話も伺っておりますので、そこら辺を協議しながら進めていきたいと思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 同じく19ページ、農業委員会費の説明のところの農業委員会費委員報酬のところ、180万円計上されているんですけども、これの内訳というんでしょうか、これは農業委員の報酬なんですか。そうすると1人当たり18万円になっちゃいますけれども、この内訳詳しく教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまの質問にお答えいたします。

これは農業委員会さんと農地適格化推進委員さんと、10名ございますけれども、確かに単純に割って18万円になりますが、委員さんによってその活動の内容、回数、そういったもの違うと思いますので、その辺を年度末に調整をしまして勘案しまして、配分するという形になります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） それでは、21ページ、2目道路橋りょう維持費のところの説明で、集落除雪事業補助金、13路線委託するような箇所があるということで、集落に対して補助するのか、それともその集落の個人が機械を持って除雪した者に対してその個人に渡るお金なのか、詳しくお願いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（河内信幸君） 補助金をお支払いするのは集落と考えておりまして、個人に直接お支払いするという事は考えておりません。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 23ページ、教育費の小学校費と中学校費、併せてお願いします。今回小学校の方で網戸ということで、備品購入をする予定ですが、前回中学校の方でも網戸整備されたということで、今回の中学校に関しては前回で整備し切れなかった部分の網戸の購入なんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） 前回のは教室というよりも階段の窓等の網戸でした。今回は、中学校の方は普通教室及びサポート教室と相談室を予定しております。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 小学校の方は、どうでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） 小学校の方は、児童、職員玄関入った反対側にグラウンドに出るところ、そちらの方2通用口あるんですが、そちらの網戸の枠もございませんので、枠と網戸と両方の整備となります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 網戸というのは、夏場虫の侵入を防ぐためのものと理解しておりますが、なぜこの時期に網戸の必要ない時期に整備されるのか、お答え願います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） こちらについては、前のたしか6月とかにも補正を上げさせてもらっていますけれども、国の交付金を使っています。学校の方に、感染対策ということで要望を出してもらいます、その要望順位で、前回の予算内での網戸、サーキュレーターの設置とか、そういうのをやっていますけども、今回また交付金ということで来ましたので、再度その次の要望これでもよろしいかということで学校の方に確認しまして、学校の網戸の設置ということで、今回させていただいております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第60号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第60号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより、議案第60号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第61号 令和5年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（小澤 仁君） 日程第15、議案第61号 令和5年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第61号は、令和5年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

でございます。具体的な内容につきまして、健康福祉課参事に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（佐藤恵子君） それでは、議案第61号 令和5年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、説明させていただきます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ120万円を追加し、総額を10億3,030万円とするものです。

405ページをお開きください。

歳出から説明させていただきます。

1款1項1目一般管理費、委託料に90万円を計上させていただきました。これは令和6年4月に介護保険制度改正が行われるための事務処理委託料で、後ほど説明いたしますが、2分の1補助対象となっております。17節備品購入費20万円、介護保険台帳システム用のパソコン購入費です。新潟県全体で介護事業所の申請や事業所情報の更新等の台帳整備を行うことになりまして、そのためのパソコン購入費です。

4款1項1目センター運営事業費、備品購入費として、令和6年4月からの介護報酬改定のための伝送ソフト購入費、10万円を計上させていただきました。

続きまして、404ページ、歳入をお願いいたします。

3款2項7目介護保険事業国庫補助金として45万円、先ほど説明いたしました事務処理委託料の2分の1補助分です。

7款1項2目その他繰入金、5目地域包括支援センター事務費繰入金は、先ほど総務課長からも説明ありましたが、7款1項2目その他繰入金で65万円、事務処理委託料の2分の1、45万円とパソコン購入費を合わせた額です。5目地域包括支援センター事務費繰入金として10万円です。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第61号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第61号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 討論なしと認めます。

これより、議案第61号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。したがって、議案61号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第62号 令和5年度関川村下水道事業会計補正予算(第2号)

○議長(小澤 仁君) 日程第16、議案第62号 令和5年度関川村下水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第62号は、令和5年度関川村下水道事業会計補正予算(第2号)でございます。収益的支出に、11月1日付の人事異動と給与改定に伴う60万円の増額をお願いするものでございます。

以上です。

○議長(小澤 仁君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第62号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第62号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 討論なしと認めます。

これより、議案第62号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。したがって、議案62号は原案のとおり可決されまし

た。

日程第17、議案第63号 令和5年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（小澤 仁君） 日程第17、議案第63号 令和5年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第63号は、令和5年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

令和4年から繰り越しし実施していましたが災害復旧事業の国庫補助金の額が確定したことにより、資本的収入に企業債620万円、国庫補助額1,559万円の増額をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第63号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第63号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより、議案第63号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第18、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（小澤 仁君） 日程第18、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 諮問第1号は、人権擁護委員の推薦についてであります。

現在、村には法務大臣から人権擁護委員に委嘱されております方が3名おられ、任期は3年です。

このたび石山キンさんが12月30日をもって任期満了となります。石山キンさんは、平成24年1月から12年の長きにわたりご尽力をいただきましたが、年齢要件によって再任することはできません。後任には、桂の稲家 誠さんをお願いしたいと考えており、ご本人からも同意をいただきましたので、法務大臣に推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。任期は令和6年1月1日から3年となります。稲家さんの略歴を添えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（小澤 仁君） ○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより諮問第1号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案について、適任とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小澤 仁君） 起立多数です。したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任とすることに決定しました。

○議長（小澤 仁君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次回は、12月14日木曜日午前10時から会議を開きます。

大変お疲れさまでした。

午後3時11分 散 会